

平成 25 年第 4 回多賀城市議会定例会補正予算特別委員会会議記録

平成 25 年 12 月 12 日（木曜日）

全員協議会室

◎出席委員（18 名）

委員長 深谷 晃祐

副委員長 松村 敬子

委員

柳原 清 委員

戸津川 晴美 委員

江口 正夫 委員

伏谷 修一 委員

米澤 まき子 委員

金野 次男 委員

藤原 益栄 委員

佐藤 恵子 委員

森 長一郎 委員

阿部 正幸 委員

根本 朝栄 委員

雨森 修一 委員

吉田 瑞生 委員

昌浦 泰巳 委員

竹谷 英昭 委員

板橋 恵一 委員

◎欠席委員（なし）

◎説明員

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 内海 啓二

市民経済部長 伊藤 一雄

保健福祉部長 鈴木 健太郎

建設部長 鈴木 裕

総務部次長(兼)総務課長 竹谷 敏和

市民経済部次長(兼)生活環境課長 佐藤 秀業

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 片山 達也

建設部理事(兼)建設部次長(兼)都市計画課長 永沢 正輝

市長公室震災復興推進局長 鈴木 学

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 吉田 真美

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一

市長公室副理事(兼)市長公室長補佐(政策秘書担当) 郷家 栄一

管財課長 柴田 吉博

総務部副理事(兼)地域コミュニティ課長 小野 史典

総務部副理事(兼)交通防災課長 角田 三雄

市民課長 菊田 忠雄

税務課長 鈴木 利秋

商工観光課長 鈴木 良彦

保健福祉部副理事(兼)こども福祉課長 但木 正敏

保健福祉部副理事(兼)介護福祉課長 松岡 秀樹

建設部次長(下水道担当)(兼)下水道課長 鈴木 弘章

建設部副理事(兼)市街地整備課長 根元 伸弘

建設部副理事(兼)復興建設課長 熊谷 信太郎

会計管理者 紺野 哲哉

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 大森 晃

教育委員会事務局理事(兼)学校教育課長 麻生川 敦

生涯学習課長 武者 義典

水道事業管理者 佐藤 敏夫

上水道部次長(兼)管理課長 阿部 博光

工務課長 庄司 成二

総務課参事(兼)総務課長補佐 鞠子 克志

生活環境課参事(兼)生活環境課長補佐 郷右近 正晃

社会福祉課参事(兼)社会福祉課長補佐 渡邊 明

都市計画課参事(兼)都市計画課長補佐 鎌田 洋志

教育総務課参事(兼)教育総務課長補佐 佐藤 良彦

管理課参事(兼)管理課長補佐 小林 正喜

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 伊藤 敏明

参事(兼)局長補佐 長瀬 義博

主事 熊谷 路子

午前 10 時 00 分 開会

● 正副委員長の選任

○伊藤議会事務局長

皆さん、おはようございます。

ただいまから補正予算特別委員会を開会いたします。

初めに、委員長の選任でございますが、委員長が選任されるまでの間、委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、年長の委員が臨時に委員長の職務を行うことになっております。したがって、出席委員中、吉田瑞生委員が年長の委員でありますので、御紹介申し上げます。

(吉田瑞生臨時委員長、委員長席に着く)

○吉田臨時委員長

おはようございます。

それでは、委員会条例に基づきまして、臨時に委員長の職務を行いますので、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席委員は 18 名であります。定足数に達しておりますので、直ちに特別委員長の選任を行います。

お諮りいたします。特別委員長は、委員長の輪番制という申し合わせにより、建設水道常任委員長がその職務を行うこととなりますので、特別委員長は深谷晃祐委員となります。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉田臨時委員長

御異議なしと認めます。

よって、補正予算特別委員長は深谷晃祐委員に決しました。

以上で臨時委員長の職務を終わらせていただきます。

(吉田瑞生臨時委員長退席、深谷晃祐委員長席に着く)

○深谷委員長

皆さん、改めまして、おはようございます。

本日、補正予算特別委員会委員長を務めさせていただきます。皆様のスムーズな審議を図っていくため、毎回言わせていただいておりますが、質疑は簡潔明瞭に、そして答える側も簡潔明瞭に、聞かれたことにだけ答えていただければ結構でございますので、その辺を委員の皆様、そして当局の皆様と行っていただきながら、とり進めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○深谷委員長

この際、副委員長の選任を行います。

副委員長の選任については、申し合わせにより、委員長の私から指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○深谷委員長

御異議なしと認め、私から指名させていただきます。

それでは、副委員長には松村敬子委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

● 議案第93号 平成25年度多賀城市一般会計補正予算(第6号)

○深谷委員長

これより、本委員会に付託されました議案第 93 号から議案第 96 号までの平成 25 年度多賀城市各会計補正予算の審査を行います。

この際、お諮りいたします。本件につきましては提出者から提案理由の説明は終わっておりますので、本委員会における審査は、各議案ごとに各部課長等から説明を受け、次に質疑を行い、討論は本会議で行うこととして省略し、採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○深谷委員長

御異議なしと認め、さよう決めます。

それでは、まず議案第 93 号 平成 25 年度多賀城市一般会計補正予算（第 6 号）を議題といたします。

関係課長等から順次説明を求めます。

● 歳出説明

○竹谷総務部次長(兼)総務課長

それでは、一般会計歳出の事項別の説明に入ります前に、職員人件費補正の内容を説明させていただきます。

資料 2 の議案関係資料の 57 ページ、資料 2 の 57 ページをお願いしたいと思います。

職員人件費につきまして、一般会計及び下水道事業特別会計を一括して説明させていただきます。したがって、各科目ごとの課長等からの説明は、職員人件費につきましては省略させていただきますので御了承願いたいと思っております。

それでは、平成 25 年度人件費補正関係資料により御説明を申し上げます。

表の右から 3 列目、今回補正額の欄の数値で説明をさせていただきます。

初めに、一般会計の今回補正額、計の欄でございますが、総額で 1,934 万 8,000 円を減額しまして、補正後の予算額を 35 億 4,954 万 4,000 円とするものでございます。節ごとの内訳といたしましては、給料で 1,526 万 8,000 円を減額するものでございます。この主なものは、平成 25 年度当初予算編成後に平成 24 年度末の依願退職者が 2 名ふえたこと、また今年度中における依願退職者が 6 名あったこと及び育児休業取得職員 12 名分の不用額が生じたことが主な要因でございます。

次に、職員手当等につきましては、352 万 1,000 円を増額するものでございます。この主なものは、時間外勤務手当の増額、自治法派遣職員に係る災害派遣手当の減額、また給料と同様に退職職員及び育児休業取得職員に係る不用額を勘案したものでございます。

次の共済費につきましては、2,086 万 1,000 円を減額するものでございます。これは共済負担金率が下がったことと退職職員及び育児休業取得職員に係る不用額が生じたことによるものでございます。退職手当組合負担金につきましては、退職時の特別負担金として 1,326 万円を増額するものでございます。

続きまして、下水道事業特別会計でございますが、計の欄の総額で 595 万 8,000 円を減額しまして、補正後の予算額を 1 億 2,900 万 9,000 円とするものでございます。この主なものは人事異動に伴う給料、職員手当等への影響額でございます。

この表の一番下、総計の欄でございますが、一般会計及び下水道事業特別会計を合計しまして、総額で 2,530 万 6,000 円を減額しまして、補正後の予算額を 36 億 7,855 万 3,000 円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

次に、一般会計について款ごとに説明いたします。

この表では、今回、補正額の欄の計の欄で説明をさせていただきます。

まず、1 款議会費につきましては、人事異動に伴う給料、職員手当等への影響額としまして、73 万 7,000 円を減額するものでございます。

次の 2 款総務費につきましては、育児休業取得職員 6 名分、退職者 4 名分の給料、職員手当等の減額、また退職手当組合負担金の増額分を合わせまして、250 万 5,000 円を減額するものでございます。

3 款民生費につきましては、育児休業取得職員 3 名、退職者 1 名に係る不用額が生じたこと等による給料等の減額のほか時間外勤務手当の増額等の影響によりまして、2,173 万 7,000 円の増額をするものでございます。

4 款衛生費につきましては、育児休業取得職員 2 名に係る不用額が生じたこと等により、1,109 万円を減額するものでございます。

6 款農林水産業費につきましては、退職者 1 名に係る不用額が生じたこと等により、939 万 5,000 円を減額するものでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

7 款商工費につきましては、人事異動に伴う給料等への影響額として 2 万 6,000 円を増額するものでございます。

8 款土木費につきましては、人事異動等に伴う給料等への影響額等により、375 万 4,000 円を増額するものでございます。

9 款消防費につきましては、補正はございません。

次の 10 款教育費につきましては、職員数の変動を含めた人事異動に伴う給料等への増額影響等により、1,006 万 2,000 円を増額するものでございます。

11 款災害復旧費につきましては、災害復旧関連業務の時間外勤務手当及び自治法派遣職員に係る災害派遣手当等について、当初の見込みより減額できる見込みとなりましたことから、3,120 万円を減額するものでございます。

以上が人件費予算の補正の概要でございます。

続きまして、資料はございませんけれども、今年の人事院勧告と国からの給与減額支給措置要請への本市の対応の 2 点について説明させていただきます。

まず、1 点目の人事院勧告についてですけれども、ことしの人事院勧告では給料表の給料月額の変更や期末勤勉手当等の支給月数などの改定に関する勧告が行われなかったため、11 月に臨時議会を開催させていただいたり、あるいは 12 月定例会においての給与条例等の

改正は昨年に引き続き行っておりません。なお、ことしの人事院勧告では、雇用と年金の接続について触れられております。内容といたしましては、今年度開始された年金支給開始年齢の段階的な引き上げに伴う雇用と年金の接続について、国家公務員においては現行の再任用の仕組みにより年金支給開始年齢に達するまで希望者を再任用することとなっております。本市におきましても国家公務員に準じて、平成 26 年 4 月から退職者の中で再任用を希望する職員を任用することとして、現在準備を進めているところでございます。

続きまして、2 点目の国からの給与減額支給措置要請に対する対応について説明させていただきます。現在、国家公務員を対象に時限的に行われている給与引き下げに関しましては、各地方公共団体においても国家公務員に準じて必要な措置を講じるよう国から要請されておりましたが、本市においてはさまざま検討させていただくこととしまして、未対応でございました。今般、平成 25 年 11 月 15 日付で総務副大臣から当該給与引き下げに関して国家公務員の給与減額支給措置については平成 26 年 3 月 31 日をもって終了し、平成 26 年度の地方公務員給与に関しても減額要請を新たに行うことは予定していない旨の通知があったところでございます。本市では、これまで国に先行して人件費の削減や人員削減を行ってきており、国からの削減要請期間である平成 25 年 7 月から平成 26 年 3 月までの給与の引き下げを行った場合の削減見込み額を上回る削減を既に実施しておりますことから、本市職員の給与減額は行わないこととしたものでございます。

以上、人件費補正の総括説明とことしの人事院勧告及び給与減額支給措置要請への対応について説明を終わらせていただきます。

続きまして、資料 1 の 64 ページをお願いします。

一般会計歳出予算から各科目ごとに各担当課長から説明をさせていただきます。

● 2 款 総務費

○小野地域コミュニティ課長

それでは、64 ページ、2 款 1 項 1 目一般管理費でございますが、説明欄記載の市民活動サポートセンター改修事業について、財源組み替えを行うものでございます。これは、国庫支出金でございます地域の元気臨時交付金の増額に伴います地方債及び一般財源との財源組み替えでございます。

○柴田管財課長

7 目庁舎管理費で 185 万 1,000 円の増額補正でございます。説明欄、管財課の庁舎維持管理事業におきまして、11 節需用費 185 万 1,000 円の増額でございます。これは、平成 25 年 9 月から改定されました電気料金の値上げによります執行見込み額の不足額として光熱水費 120 万円の増額と庁舎駐車場の出入り口付近ガードマンボックス前の横断歩道部分の平板ブロックでございますが、経年劣化による傷みが著しいことから平板ブロックを撤去し、アスファルト舗装に更新するための修繕料 65 万 1,000 円の増額でございます。

○鈴木市長公室震災復興推進局長

続きまして、12 目震災復興推進費で 1 億 820 万円を補正し、1 億 4,694 万 6,000 円とするものです。内訳として、まず説明欄 1 の多賀城市津波復興拠点整備事業で 5,500 万円の増額補正です。12 節役務費の手数料 200 万円は、用地買収に係る不動産鑑定に要する経費です。13 節委託料 5,300 万円は、実施計画の委託料です。説明欄 2 の津波復興拠点効果促進事業（上水道・下水道整備）へ 3,470 万円の補正増ですが、これは津波復興拠点に係る上下水道整備に係る設計業務の委託料です。説明欄 3 の津波復興拠点効果促進事業（アクセス道路・水路整備調査）で 1,850 万円の増額補正です。12 節役務費ですが、次のページをお開き願います、手数料 100 万円はアクセス道路等の用地買収に係る不動産鑑定に要する経費です。13 節委託料 1,750 万円は、アクセス道路・水路整備調査測量設計業務の委託料です。

ここで、恐れ入りますけれども、41 ページをお開き願います。資料 1 の 41 ページでございます。

第 2 表繰越明許費でございますけれども、2 款総務費 1 項総務管理費において、先ほど御説明申し上げました多賀城市津波復興拠点整備事業、津波復興拠点効果促進事業費の上水道・下水道整備とアクセス道路・水路整備調査において、年度内に事業の完了が見込めないため繰越明許費の設定をお願いするものでございます。なお、完了は平成 26 年 9 月末を予定としてございます。

恐れ入りますが、資料 66、67 ページにお戻り願います。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

続いて、13 目財政調整基金費で 137 万 4,000 円の増額補正をするものでございます。

説明欄、財政調整基金積立利子の137万4,000円は、平成24年度の決算剰余金や定期預金の満期利子による基金残高の増加等により、利子収入が当初見込んでいた額を上回る見込みとなったことから増額補正をするものでございます。

続いて、15目市債等管理基金費で11万7,000円の増額補正をするものでございます。説明欄、市債等管理基金、積立利子の11万7,000円は、定期預金の満期利子による基金残高の増加等により利子収入が当初見込んでいた額を上回る事となったことから増額補正をするものでございます。

○郷家市長公室長補佐（政策秘書担当）

次に、16目諸費で420万円の増額補正を行うものでございます。説明欄、市長公室の追悼式開催事業420万円でございますが、東日本大震災で犠牲になられた方々を追悼するため、来年の3月11日に文化センター小ホールを会場として追悼式を開催するための経費でございます。その主なものは、13節委託料で祭壇設置等業務委託料の400万円でございます。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

続いて、18目東日本大震災復興基金費で89万5,000円を増額補正をするものでございます。説明欄、東日本大震災復興基金積立金の89万5,000円は、全国からお寄せいただいた震災復興寄附金の前回補正予算計上後の収入分を積み立てるものでございます。

次に、19目東日本大震災復興交付金事業基金費で31億7,359万9,000円の増額補正をするものでございます。説明欄、東日本大震災復興交付金事業基金積立金31億7,359万9,000円は、復興交付金の第7回申請の配分可能額が示されたことを受けて、その全額を積立金として計上するものでございます。

続いて、20目庁舎耐震対策等事業基金費で17万円を増額補正をするものでございます。説明欄、庁舎耐震対策等事業基金積み立て利子の17万円は、定期預金の満期利子による基金残高の増加等により利子収入が当初見込んでいた額を上回る見込みとなったことから、増額補正をするものでございます。

● 3款 民生費

○片山保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

70 ページをお願いいたします。

3 款 1 項 1 目社会福祉総務費で 2,714 万 1,000 円の増額補正でございます。説明欄、社会福祉課関係 1 の民生委員・児童委員活動支援事業で 12 万 2,000 円の増額補正は、平成 25 年 11 月末日をもって 3 年に 1 度の民生委員・児童委員の一斉改選が行われ、今月 1 日から定数がこれまでの 83 名から 90 名に増員となったことから、8 節報償費に不足が生じるため増額するものでございます。

次に、2 目障害者福祉費で 7 万 1,000 円の増額補正でございます。説明欄 1、障害程度区分認定審査事業で 19 節負担金、補助及び交付金の 7 万 1,000 円の増額は、いわゆる障害者総合支援法の改正に伴いまして審査内容が変更となることから、塩釜地区消防事務組合審査会においてシステムの改修を実施することに伴いまして構成市町村の負担金の増額によって補正するものでございます。

次のページをお願いします。

○松岡介護福祉課長

次に、7 目介護保険対策費で 8 万 3,000 円の増額補正でございますが、23 節償還金、利子及び割引料の増額で、説明欄、生活困難者に対する利用負担減免措置事業、平成 24 年度の事業確定によります県補助金の精算返還金でございます。

○但木こども福祉課長

次に、2 項 2 目保育運営費で 1 億 1,979 万 8,000 円を増額補正するものでございます。説明欄 1 の私立保育所建設補助事業において 1 億 1,979 万 8,000 円の増額でございますが、これは現在浮島保育所を運営しております社会福祉法人あゆみ会において南宮地区で認可保育園の新設を計画しているところでございまして、当該建設事業に対し、その事業費の一部を補助するものでございます。現時点での事業計画でございますが、建設場所は南宮字町地内、具体的には JA 仙台南宮支店の西隣でございまして、建物は木造一部 2 階建て、延べ床面積 462.9 平米、定員は 60 人でございまして、平成 26 年 10 月の開園を予定しているものでございます。なお、当該補助金につきましては、後ほど歳入で御説明申し上げますが、国の安心こども基金を財源とした宮城県子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業費補助金の充当を見込んでおります。

ここで、恐れ入りますが、41 ページをお開きいただきたいと思います。

第2表繰越明許費でございます。3款2項私立保育所建設補助事業でございますが、ただいま御説明申し上げました保育園の建設は今年度末の工事着工を予定しておりまして、事業完了は平成26年9月を予定しておりますことから、繰り越しをさせていただくものでございます。

恐れ入りますが、73ページにお戻りいただきたいと思います。

次に、5目母子福祉費で105万7,000円を増額補正するものでございます。説明欄1の助産施設入所措置事業の20節扶助費において43万8,000円を増額でございますが、これは助産施設利用者1名の増によるものでございます。

次に、2の母子生活支援施設入所措置事業の20節扶助費において61万9,000円を増額でございますが、これは施設入所1世帯の入所月数及び入所児童数の増によるものでございます。

○片山保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

次のページをお願いします。

4項1目災害救助費で1,790万6,000円を増額補正でございます。説明欄1の災害救助実施事業で23節償還金、利子及び割引料の増額は、平成24年度において実施した被災住宅応急修理工事など、災害救助法の規定により要した経費が確定したことに伴う返還金でございます。

● 7款 商工観光費

○鈴木商工観光課長

次のページをお開き願います。

7款1項4目観光費で573万2,000円を増額補正でございます。これは説明欄に記載のとおり観光資源発掘業務に係る委託料でございますが、今後の観光推進事業の戦略として新たな観光素材づくり及び観光ルートづくりを目的に、取材を通した市民の目線で多賀城の季節ごとの魅力や、まだ知られていなかった食、歴史、文化、人などの地域資源を再発

掘し、多賀城の魅力ある旬な情報を収集し、そして発信するものでございます。この事業につきましては、緊急雇用創出事業補助金を活用して、週 1 回 25 分間の多賀城情報版ラジオ番組で取材、制作そして放送に係る業務を民間放送会社に委託するものでございます。なお、ラジオ放送は来年 2 月からスタートする予定であります。

次のページをお開き願います。

● 8 款 土木費

○熊谷復興建設課長

78 ページ、79 ページでございます。

8 款 4 項 2 目街路事業費で 8,800 万円の増額補正を行うものでございます。説明欄 1、緊急避難路・物流路清水沢多賀城線整備事業の 13 節委託料を増額補正するものでございます。まず、物件移転補償調査算定業務の 7,050 万円ですが、これは 117 件分の移転補償費を算定するための費用でございます。次に、用地補償業務の 250 万円ですが、これは短期間で業務を円滑に進めるため、用地交渉に係る業務、補助業務、具体的には交渉時の同行、書類の作成などを外部に委託するもので、早期に交渉しなければならない 6 件分の費用でございます。次に、土地評価算定業務の 1,500 万円ですが、これは多くの土地を合理的かつ適正に評価するための業務で、路線全体を一括評価するための費用でございます。

○根元市街地整備課長

次に、4 目市街地開発事業費で 3,820 万 8,000 円を増額補正するものです。市街地整備課関係の説明欄 1 の宮内地区被災市街地復興土地区画整理事業では 725 万円の計上ですが、実施計画等の作成に関連して権利調査、土地区画整理審議会の設置に係る支援業務等の委託料でございます。2 の効果促進事業、盛り土材確保で 2,919 万円の計上です。今般、七ヶ浜町が実施しております防災集団移転促進事業で発生した良質な盛り土材が入手できることになったことから、宮内地区の造成工事が完了するまでの間、仮置きするための用地借り上げ料、平成 26 年 1 月 1 日から同 3 月 31 日までの分として 264 万 7,000 円、持ち込んだ搬入土を集積するための工事請負費として 2,651 万 6,000 円を計上するものでございます。

次に、3 の多賀城駅周辺土地区画整理事業旧交付金分で 1,280 万円を増額補正するものです。これは新たに開設いたしました駐輪場と再開発事業 A 棟敷地の間に位置する都市計画

道路史都西通線を整備し、事業促進を図るものでございます。

次に、4 の効果促進事業で 1,280 万円を減額補正するものでございます。これは、さきに供用を開始した駐輪場の工事費確定による減額でございます。

ここで、恐れ入ります、42 ページをお願いいたします。

第 3 表債務負担行為補正の追加で、2 段目の盛り土仮置き場借上げ料でございます。歳出で御説明申し上げました宮内地区被災市街地復興土地区画整理事業で使用する盛り土の仮置き場に供する土地、旧北日本自動車学校の跡地約 2 ヘクタールの借上げを平成 27 年度まで行うため、2,146 万 5,000 円を限度として債務負担行為を設定するものです。

恐れ入ります、80 ページをお願いいたします。

○永沢建設部次長(兼)都市計画課長

5 目下水道事業特別会計操出金で、2,720 万円の増額補正です。詳細につきましては、下水道事業特別会計で説明をいたします。

5 項 1 目住宅管理費で 701 万 2,000 円の増額補正です。説明欄 1 の市営住宅管理運営事業で 570 万円の増額補正は、市営住宅の修繕料の増額ですが、主な修繕内容といたしまして、浮島住宅外構部分に凹凸が生じたことによる平板ブロック及び駐車場の修繕、留ヶ谷住宅と大松住宅のエレベーターの部品交換などでございます。

説明欄 2、災害公営住宅管理運営事業で 131 万 2,000 円の増額補正です。主なものは非常勤職員の人件費ですが、災害公営住宅入居の申し込み受け付けを年明け 1 月から実施するための事務補助員として非常勤職員 2 名を新たに任用するものでございます。なお、緊急雇用創出事業の対象であり、報酬、共済費の全額に県補助金が充当されます。

恐れ入りますが、42 ページをお開きください。

第 3 表債務負担行為の補正ですが、一番上の欄、公営住宅管理代行業務委託の追加でございます。こちらは、昨日の市営住宅条例の一部改正の際、御説明いたしましたとおり、市営住宅の管理運営を宮城県住宅供給公社が代行するためのもので、期間を平成 26 年度から 28 年度までの 3 年間、限度額を 8,752 万 5,000 円とするものでございます。なお、今回の債務負担行為は既存の公営住宅分のみとし、災害公営住宅分につきましては完成時期

に合わせて、それぞれ補正予算で設定させていただきます。

81 ページにお戻りください。

5 項 3 目災害公営住宅整備事業特別会計操出金で、2 万 3,000 円の増額補正です。詳細につきましては、災害公営住宅整備事業特別会計で説明をいたします。

● 9 款 消防費

○角田交通防災課長

次に、9 款 1 項 2 目消防施設費で 186 万 9,000 円の増額補正でございます。これは説明欄 1 の消防水利維持管理事業で、11 節需用費は山王字中山王地内既設防火水槽の漏水に伴う修理で、下地調整、防水修繕及び天井修繕の費用でございます。

82、83 ページをお開き願います。

● 10 款 教育費

○大森副教育長(兼)教育総務課長

82 ページ、10 款 2 項 1 目小学校費の学校管理費で 240 万円の増額でございます。そのうち、説明欄の教育総務課関係ですけれども、1 学校施設維持管理事業小学校で 11 節需用費光熱水費を補正するものでございます。この内容ですが、光熱水費につきましては電気料の補正でございます。電気料につきましては、過去の実績等を考慮して予算計上しておりますけれども、平成 25 年 9 月から電気料金が値上げされたことにより不足を生じる見込みのための補正でございます。

○麻生川学校教育課長

次に、学校教育課関係、小学校理科支援事業でございますが、平成 25 年 10 月から理科教育設備整備費等補助金の補助対象、理科観察実験支援事業が実施されることになったことにより、一般財源から国庫補助金へと財源組み替えを行うものでございます。

続きまして、2 目教育振興費で 240 万 9,000 円の増額補正でございます。説明欄にございますように、小学校の修学援助事業において、当初見込んだ途中認定者が当初見込みより

も増加したことによる増額で、これは今年度になりまして小学校における母子家庭、父子家庭が月平均 3 名から 4 名ずつ増加し、児童扶養手当を受給していることを理由とした認定者が増加したこと、その他経済的理由による認定者も月平均で 1 人増加していることなどが要因として上げられます。扶助費として児童の学用品、校外活動費、給食費、医療費に充てられるものでございます。

○大森副教育長(兼)教育総務課長

次に、3 項中学校費 1 目学校管理費で 155 万 3,000 円の増額でございます。そのうち説明欄の教育総務課、学校施設維持管理事業中学校で、11 需用費光熱水費の補正でございます。こちらは電気料の補正でございます、補正理由につきましては小学校費と同様となっております。

○武者生涯学習課長

84 ページをお願いします。

4 項 2 目社会教育振興費で 350 万円の追加補正でございます。説明欄 1 の親子のためのドリームフェスティバル開催事業でございますが、これは企業より文化芸術振興を目的として 300 万円の寄附をいただいたことにより実施するものですが、入場料収入の 50 万円と合わせて 350 万円を当該事業の企画運営費としての委託料を計上するものでございます。事業内容につきましては、コンサートや講演会に参加することの少ない子育て世代とその子供を対象に、音楽に親しむ機会とあわせて子育てに役立つ情報の提供をするものでございます。

次に、3 目公民館費で 376 万 2,000 円の増額補正でございます。説明欄 1 の大代地区公民館維持管理事業でございますが、これは基本的に指定管理者制度導入に伴う施設整備となりますが、まず 11 節需用費では消耗品費で座卓テーブル 4 脚の購入、光熱水費につきましては電気料金の値上げに伴う影響額、修繕料では体育室のカーテンレールの修繕、掲示板ガラス修繕などでございます。13 節委託料につきましては、清掃業務委託の執行残でございます。15 節工事請負費では、調理室の電気温水器 3 台分の設置工事、屋根つき自転車駐輪場の設置工事。これは自転車 10 台相当が利用できる設備としております。次に、18 節備品購入費でございますが、事務用机及び椅子が各 1 台、茶器ロッカー 1 台、CD プレーヤー 1 台など、それぞれの施行購入に要する経費について増額補正するものでございます。

次に、6目図書館費で、説明欄1の図書館駐車場のり面改修事業で656万3,000円の追加補正でございます。これは、去る9月15日の台風18号による被害で市立図書館駐車場南側のり面が崩れたことによる、のり面改修に係る設計業務委託料でございます。なお、当該のり面につきましては、下側に住宅もあることから、現在、雨水対策としてはシートによる養生、土砂及び雪の対策としては応急の防護柵により応急措置をしております。

次に、8目市民会館費で1,816万8,000円の増額補正でございます。

まず、説明欄1の文化センター管理運営事業の106万8,000円でございますが、これは電力料金の値上げによる影響額の算出から平均月額15万2,520円が増額になる見通しとなったため、影響のある9月から3月までの7カ月間の額を積み上げた額を増額補正するものでございます。

次に、説明欄2の文化センター改修事業として1,710万円の追加補正でございます。文化センターはことしで開館26年目を迎えておりますが、老朽化が著しく、指定管理者との定例会議においても管理部門からその都度、施設設備のふぐあいについての報告がされていることから、平成27年度より当該施設の大規模改修を計画することとし、その緊急性の度合いや必要性などを総合的に調査し、今後の改修工事計画の基礎とするため、改修基本計画策定業務委託料として追加補正するものでございます。

恐れ入りますが、41ページをお願いします。

第2表の繰越明許費でございます。本事業につきましては大規模調査となることから繰り越しするものでございますが、業務完了につきましては平成26年7月31日を見込んでおります。

86ページにお戻りいただきます。

○麻生川学校教育課長

10款5項保健体育費2目学校給食管理費におきまして、学校給食センター関係で580万円の増額補正でございます。これは説明欄にございますように修繕費ですが、冷蔵庫5台にかかわる熱交換ユニットの交換及び配管の整備に係る費用で、10年間使用した冷蔵庫の機能回復と排気の外部放出を図るものでございます。給食センターの設備の修繕は長期休業中でないと難しいことから、春休み中に完成させることが必要であるために補正を行うものでございます。

以上で歳出の事項別説明を終わらせていただきます。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

ここで、債務負担行為補正の説明をさせていただきますので、恐れ入ります、42 ページをお願いいたします。

第3表債務負担行為補正になります。こちらのほうには追加と変更の2つの表を記載しておりますが、追加の表のうち1番目に記載しております公営住宅管理代行業務委託、それと2番目に記載しております盛り土仮置き場借り上げ料につきましては、先ほど歳出の事項別で説明申し上げておりますので、それ以外につきましては各担当課長より御説明申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

○武者生涯学習課長

表の3段目、大代地区公民館指定管理業務委託でございますが、これは平成26年度から平成30年度までの5年間の大代地区公民館の指定管理業務委託料1億2,430万円を上限として補正するものでございます。

○竹谷総務部次長(兼)総務課長

次に、その1行下の単価契約に係る複合機の使用は、市役所本庁舎内で使用しているコピー機能やファクスやスキャナー機能などをあわせ持った、いわゆる複合機使用の際の単価契約を締結するものであります。期間を平成26年度から平成31年度まで、限度額を当該期間における各年度の予算の範囲内とする債務負担行為を設定するものであります。

○郷家市長公室長補佐（政策秘書担当）

次に、変更分についてでございます。

各事項とも期間及び限度額につきましては表に記載のとおりでございますが、資料2の67ページに内訳を記載してございます。こちらをごらんいただきたいと思います。

1番目の自動車借り上げ料は、公用車2台分の債務負担行為を設定するものでございます。市長公室分の普通自動車につきましては、現在使用しております市長公用車のリース期間

が16年を経過いたしますことから、平成26年5月から新たな車両に更新するため5年間の債務負担行為を設定するものでございます。

○伊藤議会事務局長

次に、議会分の10人乗りワゴン車につきましては、現在のマイクロバスが19年を経過することから、平成26年5月から5年間の債務負担行為を設定するものでございます。

○竹谷総務部次長(兼)総務課長

次に、2のパソコン借り上げ料は、変更前の限度額1,460万円に2,750万円増額し、限度額を4,210万円とするものであります。これは平成26年4月でサポートが終了となりますウインドウズXPを搭載した業務用パソコン220台の更新のための5年間分の借り上げ料であります。新しいパソコンを来年4月から使用できるように準備を進める必要があることから債務負担行為を設定するものであります。

○菊田市民課長

次に、3の業務支援システム借り上げ料について御説明いたします。現在、住民基本台帳ネットワークシステム機器は平成21年4月から借り上げしておりますが、平成26年3月末で借り上げ期間を満了することから、データ移行や調整作業に期間を要するために、記載のとおり平成26年度から平成31年度までの期間と限度額で債務負担行為を設定させていただきます。

なお、変更に伴っての住民基本台帳年度システムの機能に変更はございません。

○麻生川学校教育課長

続きまして、4段目、各種管理業務等委託で期間の2年間延長と限度額を3億8,523万7,000円増額するものでございます。これは学校教育課関係で、小学校、中学校の学校用務員業務委託事業につきまして、これまで学校からの聞き取りなど、指揮命令系統などにつきまして検討してまいりましたが、委託事業が円滑に進むようになってきたことから、これまで3年間であった委託期間を平成26年度から平成30年度までの5年間に延長し、債務負担行為の期間についても記載のとおり変更し、限度額につきましては4,855万2,000円から、小学校6校分として2億3,114万2,000円、中学校4校分として1億5,409万5,000円、合計3億8,523万7,000円増額し、4億3,378万9,000円とするもの

でございます。平成 26 年 4 月からの委託期間となるため、今年度中に契約等の事務処理を行う必要があるため増額するものでございます。

なお、この債務負担行為に係る予算措置につきましては、平成 26 年度以降の各年度の予算に計上させていただくものでございます。

○小野地域コミュニティ課長

続きまして、5 番目の各種清掃業務委託に係る債務負担行為の変更でございますが、これは単年度委託契約で実施しております市民活動サポートセンターの清掃業務につきまして、平成 26 年度における業務委託契約の準備、事務処理を行うために、債務負担行為限度額を 195 万 5,000 円増額し、2,886 万 5,000 円とするものでございます。

以上で、債務負担行為補正の説明を終わります。

● 歳入説明

● 1 款 市税

○鈴木税務課長

それでは、引き続き歳入について御説明申し上げます。48 ページをお願いいたします。

1 款市税で 1 億 6,210 万 6,000 円の増額補正でございます。1 項市民税で 1 億 4,212 万 5,000 円の増額補正ですが、これは 1 目個人で 1 億 3,230 万 5,000 円、2 目法人で 982 万円をそれぞれ増額補正するものでございます。1 目個人の 1 億 3,230 万 5,000 円の増額補正についてでございますが、これは現年課税分の均等割額で 233 万 4,000 円、総合課税による所得割額で 1 億 2,572 万 4,000 円、分離課税による所得割額では譲渡所得等に係るものと退職所得等に係るもの合わせて 424 万 7,000 円をそれぞれ増額補正するものでございます。

まず、均等割額についてでございますが、補正前におきましては納税義務者数を 2 万 7,182 人、収納見込み額では 8,073 万円と見込んでおりましたが、6 月の当初賦課決定後、7 月から 9 月までの間において実施しました無申告に係る調査など税務調査等の結果等を反映した補正後の均等割納税義務者見込み数では 2 万 7,968 人、収納見込み額では 8,306 万 4,000 円となったことから、233 万 4,000 円を増額補正するものでございます。

次に、総合課税による所得割額でございますが、均等割納税義務者数の増加と同様、総合課税に係る所得割の納税義務者数につきましても増加したもので、補正後収入見込み額では25億5,573万9,000円となったことから、補正前収入見込み額24億3,001万5,000円を1億2,572万4,000円増額補正するものでございます。

次に、分離課税による所得割額についてでございますが、土地、家屋等の譲渡所得に係るものにつきましては、補正前におきましては2,315万3,000円を見込んでおりましたが、補正後におきましては2,903万3,000円と588万円の増額となったものでございます。一方、分離課税のうち退職所得に係るものにつきましては、補正前3,432万3,000円に対し補正後におきましては3,269万円と163万3,000円の減額となる見込みであることから、分離課税に係る所得割額につきましては、譲渡所得分と退職所得分を合わせまして424万7,000円の増額となるものでございます。

以上のことから、個人市民税につきましては収入見込み額が27億52万6,000円となったことから、計上済み額25億6,822万1,000円との差し引き額1億3,230万5,000円を増額補正するものでございます。

次に、2目法人で982万円の増額補正でございます。これは現年課税分の均等割額で945万4,000円、法人税割額で36万6,000円をそれぞれ増額補正するものです。

まず、均等割額についてでございますが、補正前におきましては法人数を1,115法人、収納見込み額を1億5,095万5,000円と見込んでおりましたけれども、4月以降9月までの申告法人数を見ますと前年同期の法人数に対し47法人の増加となっており、これに伴う均等割額は481万9,000円の増額となっております。このことから、補正後におきましては平成25年度末の法人数を1,239法人として、収納見込み額では1億6,040万9,000円を見込み、945万4,000円を増額補正するものでございます。

次に、法人税割額についてでございますが、本年9月末調定額を参考に、補正後収納見込み額を2億4,009万7,000円とし、36万6,000円を補正するものでございます。

これにより、法人市民税におきましては、収入見込み額は4億50万6,000円となりまして、計上済み額3億9,068万6,000円との差し引き額982万円を増額補正するものでございます。

次に、3項1目軽自動車税で259万6,000円の増額補正でございます。補正の主な要因

は、原動機付自転車につきましては 90 cc を超え 125 cc 以下の登録台数が伸びたこと、軽自動車及び小型特殊自動車につきましては 125 cc を超え 250 cc 以下の軽二輪及び四輪乗用の自家用自動車の登録台数が伸びたこと、また 250 cc を超える二輪の小型自動車についても登録台数が伸びたことなどによりまして収入見込み額が 8,027 万 2,000 円となったことから、計上済み額 7,767 万 6,000 円との差し引き額 259 万 6,000 円を増額補正するものでございます。

次のページ、50 ページをお願いいたします。

4 項 1 目市たばこ税で 1,738 万 5,000 円を増額補正するものでございます。これは本年度 9 月までにおける売り渡し本数が当初見込みよりも増加したことに伴い補正するもので、売り渡し見込み本数が旧 3 級品の紙巻きたばこを除く製造たばこでは補正前 1 億 744 万 5,000 本であったものを補正後では 1 億 1,063 万 1,000 本に、また旧 3 級品の紙巻きたばこにつきましては補正前 379 万本であったものを補正後では 403 万 9,000 本に、それぞれ増加するものと見込んでおります。収入見込み額は 5 億 9,221 万 6,000 円となったことから、計上済み額 5 億 7,483 万 1,000 円との差し引き額 1,738 万 5,000 円を増額補正するものでございます。

● 10 款 地方交付税

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

続いて、10 款 1 項 1 目地方交付税で 2,306 万 3,000 円を増額補正をするものでございます。説明欄、震災復興特別交付税の 2,306 万 3,000 円は、災害復旧派遣職員人件費の精査による減額などの減額要因があるものの、復興交付金事業のうち本補正予算に計上いたしました事業の地方負担額に相当する額の増額により、交付額の増額を見込むものでございます。

● 12 款 分担金及び負担金

○但木こども福祉課長

次のページをお願いいたします。

12 款 1 項 1 目民生費負担金で 24 万 6,000 円を減額補正するものでございます。説明欄 1 の児童入所施設入所者負担金で 24 万 6,000 円の減額でございますが、これは助産

施設入所者 3 名及び母子生活支援施設入所世帯 1 世帯のいずれもが生活保護世帯であるため、入所者負担金が生じなかったことによる減額でございます。

● 14 款 国庫支出金

○但木こども福祉課長

次に、14 款 1 項 1 目民生費国庫負担金で 58 万 6,000 円を増額補正するものでございます。説明欄 1 の助産・母子生活支援施設入所負担金で 58 万 6,000 円の増額でございますが、これは歳出でも御説明申し上げましたとおり、助産施設利用者の増及び母子生活支援施設入所世帯の入所月数及び入所児童数の増に伴い、計上済み額との差額を増額補正するものでございます。

○根元市街地整備課長

次のページをお願いいたします。

2 項 2 目土木費国庫補助金で 64 万円を増額補正するものでございます。これは、歳出で御説明申し上げました社会資本整備総合交付金の旧交付金及び効果促進事業の事業費の増減による財源補正でございます。

○麻生川学校教育課長

続きまして、3 目教育費国庫補助金 43 万 4,000 円を増額補正するものでございます。歳出で御説明いたしました、小学校理科支援事業を推進するための国庫補助金が 10 月 1 日から活用できることになったものでございます。補助率は 3 分の 1 でございますが、10 月 1 日以降の期間が補助対象となるものです。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

続いて、5 目総務費国庫補助金で 2,129 万 3,000 円を増額補正をするものでございます。3 節地域の元気臨時交付金の 2,129 万 3,000 円は、内閣府から交付内定額が示されたので、計上済み額との差額を補正するものでございます。地域の元気臨時交付金は、緊急経済対策として国の平成 24 年度補正予算により創設されたもので、財政力に依りて同補正予算の追加公共事業等の地方負担額の 70 ないし 90%の額が交付される仕組みと説明されておりました。本市では、同交付金を市民活動サポートセンター改修事業の財源としてそ

の全額を充当することとし、過大な計上とならないよう交付率を最も低い70%として交付額の見込みを立てていたところでございますが、今回交付率約78.9%として交付額が内定されましたので、増額補正をするものでございます。

○鈴木市長公室長震災復興推進局長

続きまして、6目東日本大震災復興交付金ですが、31億7,359万9,000円を補正し、総額で33億2,945万円とするものです。この補正額31億7,359万9,000円の内訳につきましては、恐れ入ります、資料2の64ページをお開き願います。まず、この31億7,359万9,000円の内訳でございますけれども、No.1の道路事業、清水沢多賀城線は平成25年度分の事業費で、8,800万円に対しまして交付額が6,820万円となっております。それから、No.2の多賀城市津波復興拠点整備事業は平成25年度と26年度分で、事業費29億3,500万円に対しまして交付額が22億125万円となっております。No.3の宮内地区被災市街地復興土地区画整理事業は平成25年度及び26年度分で、事業費4億7,752万8,000円に対しまして交付額3億5,814万5,000円となっております。No.4の市街地復興効果促進事業は、事業費6億8,250万5,000円に対しまして交付額5億4,600万4,000円です。これは、津波復興拠点整備事業、それから市街地復興土地区画整理事業などの面整備事業を交付対象として、それぞれの採択された交付対象額の20%を限度として交付されるものです。これらは期間事業の対象内となった事業で、面整備の効果を高める事業に充当することができます。今回はNo.2の多賀城市津波復興拠点整備事業の交付対象事業費29億3,500万円とNo.3の宮内地区被災市街地復興土地区画整理事業の交付対象事業額4億7,752万8,000円の合計額34億1,252万8,000円の20%の6億8,250万5,000円を交付対象事業費として、さらにこの80%が復興交付金で、残り20%が復興特別交付税で手当てされるものでございます。

なお、今回交付されました復興交付金は、歳出において一旦全額が東日本大震災復興交付金事業基金に積み立てられ、必要に応じて同基金から一般会計に繰り入れするものであり、右側の65ページには今回取り崩す事業を掲載してございます。

恐れ入りますが、資料1の54、55ページにお戻りください。

● 15款 県支出金

○但木こども福祉課長

15款1項1目民生費県負担金で29万3,000円を増額補正するものでございます。説

明欄 1 の助産・母子生活支援施設入所負担金で 29 万 3,000 円の増額でございますが、これは国庫負担金同様、助産施設利用者の増、母子生活支援施設入所世帯の入所月数、入所児童数の増に伴い、計上済み額との差額を増額補正するものでございます。

2 項 2 目民生費県補助金で 1 億 648 万 7,000 円を増額補正するものでございます。説明欄 1 の宮城県子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業費補助金で 1 億 648 万 7,000 円の増額でございますが、これは歳出で御説明申し上げました、社会福祉法人あゆみ会による認可保育園の建設事業に係る県の補助金でございます。

○鈴木商工観光課長

次に、7 目労働費県補助金で 684 万 8,000 円の増額補正でございます。これは 1 節緊急雇用創出事業補助金であります。この補助金の内訳として、先ほど歳出で御説明いたしました観光資源発掘業務に係る委託料に対する補助金 573 万 2,000 円及び災害公営住宅管理運営事業に係る人件費に対する補助金 111 万 6,000 円でございます。

次のページをお開き願います。

● 16 款 財産収入

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

16 款 1 項 2 目利子及び配当金で 166 万 1,000 円を増額補正をするものでございます。説明欄、財政調整基金利子の 137 万 4,000 円、市債等管理基金利子の 11 万 7,000 円、庁舎耐震対策等事業基金利子の 17 万円は、定期預金の満期利子による基金残高の増加等により利子収入の増加を見込むものでございます。

● 17 款 寄附金

○柴田管財課長

17 款 1 項の寄附金で 389 万 5,000 円の補正増額でございます。これは、2 目震災復興寄附金として平成 25 年 8 月 27 日から 11 月 15 日までいただきました、個人から 12 件 27 万 4,000 円、団体から 4 件 62 万 1,607 円、合計しまして 16 件 89 万 5,000 円を計上するものでございます。

また、5目教育費寄附金として、団体から1件300万円を計上するものでございます。

● 18款 繰入金

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

次に、18款1項1目財政調整基金繰入金で7,351万8,000円の減額補正をするものでございますが、各歳入歳出予算の補正に伴い、減額となるものでございます。これによりまして、財政調整基金の平成25年度末における残高は、24億8,245万6,000円となる見込みでございます。

次のページをお願いいたします。

8目東日本大震災復興基金繰入金で420万円の増額補正をするものでございます。これは、説明欄に対象事業として記載しております追悼式開催事業の財源として東日本大震災復興基金を繰り入れるものでございます。これによりまして東日本大震災復興基金の平成25年度末における残高は23億6,070万2,000円となる見込みでございます。

続いて、9目東日本大震災復興交付金事業基金繰入金で1億8,077万7,000円の増額補正をするものでございます。説明欄に対象事業として記載している各事業の追加または事業費の増額に伴い、その財源として東日本大震災復興交付金事業基金を繰り入れるものでございます。また、後ほど御審議賜ります災害公営住宅整備事業特別会計補正予算（第2号）におきまして、同基金からの繰り入れを7億2,420万6,000円減額することとしております。以上によりまして、東日本大震災復興交付金事業基金の平成25年度末における残高は、88億4,669万8,000円となる見込みでございます。

● 20款 諸収入

○片山保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

次に、20款5項2目雑入で68万6,000円の増額ですが、説明欄、社会福祉課1の障害者自立支援審査事業負担金返還金過年度分の18万6,000円は、平成24年度分の障害程度区分認定審査に係る負担金が確定したことによります塩釜地区消防事務組合からの返還金でございます。

○武者生涯学習課長

次に、生涯学習課、説明欄 1 のイベント入場料で 50 万円の追加補正でございます。これは、歳出の際に御説明いたしました親子のためのドリームフェスティバル開催事業に充当するものでございますが、チケット料金につきましては 1 人 500 円で 1,000 人分を見込んでおります。

○但木こども福祉課長

次に、50 目過年度収入 3 節国費過年度収入で 1,372 万 2,000 円を増額補正するものでございます。説明欄 1 の平成 24 年度児童手当国庫負担金で 1,372 万 2,000 円を増額でございますが、これは当該国庫負担金の実績報告により負担金額が確定したことに伴い追加交付となったことによるものでございます。

● 21 款 市債

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

次のページをお願いいたします。

21 款 1 項 1 目民生債で 1,060 万円の増額補正をするものでございます。1 節社会福祉施設整備等事業債の説明欄、児童福祉施設整備事業債で 1,060 万円の増額補正をするものでございますが、歳出で説明申し上げました私立保育所建設補助事業の補助金の財源とするものでございます。なお、起債充当率は当該事業費のうち本市負担額の 80%となります。

次に、2 目土木債で 60 万円の減額補正をするものでございます。1 節都市計画債の説明欄、土地区画整理事業債で 60 万円の減額補正をするものでございますが、これは当該市債の充当事業である多賀城駅自転車等駐車場整備事業の事業費の確定により不用となった市債 580 万円を減額するとともに新たに史都西通線の舗装工事の財源として必要となる市債 520 万円を追加するものでございます。

続いて、4 目総務債で 1,600 万円の減額補正をするものでございます。1 節総務管理債の説明欄、市民活動事業債で 1,600 万円の減額補正をするものでございますが、これは市民活動サポートセンター改修事業の財源としている地域の元気臨時交付金の交付内定額が示されたことに伴い、同じく同事業の財源としている起債額を調整するものでございます。

次に、本補正予算による補正後の市債の全体について説明させていただきますので、資料 1

の 43 ページをお願いいたします。

第 4 表地方債補正でございますが、この表の下の計の欄をごらんください。平成 25 年度現年度分の本市一般会計における市債全体の起債限度額をあらわしております。

補正前の起債限度額の総額 18 億 4,020 万円に対し、600 万円を減額いたしまして、補正後の起債限度額の総額を 18 億 3,420 万円とするものでございます。なお、今回起債限度額が変更あるいは追加となる起債の方法、利率償還の方法につきましては、補正前の内容と同じでございます。

また、平成 25 年度における市債元金償還額と本補正予算による補正後の起債限度額を比較いたしますと、市債元利償還額が起債限度額を 2 億 4,463 万 8,000 円上回るようになりますので、平成 25 年度末の市債残高は減少する見込みとなります。

なお、最後になりますが、今回復旧・復興分として区分した事業につきましては、資料 2 の 60 ページから 63 ページにかけましてまとめておりますので、こちらを御参照いただきたいと思います。

以上をもちまして、平成 25 年度多賀城市一般会計補正予算（第 6 号）の説明を終わらせていただきます。

○深谷委員長

以上で説明を終わります。

ここで休憩いたします。再開は 11 時 25 分。

午前 11 時 13 分 休憩

午前 11 時 25 分 開議

○深谷委員長

それでは、皆様おそろいでございますので、始めたいと思います。

先ほど説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、本委員会におきましてもこれまでの特別委員会に倣い、多くの委員から発言をしていただくため、発言は簡単明瞭にさせていただくこと、発言の範囲は議題となった案件に限られていること、以上の点について再確認をしながら、質疑は1回3件程度として、初めに質疑の要旨を述べていただいた後に1件ずつ質問をしていただくようお願いをいたします。

なお、当局におかれましても質問事項に対して的確に答弁していただくとともに、答弁した内容に誤りがあった場合には原則として本委員会の開会中に訂正いただくようお願いいたします。

● 歳入質疑

○深谷委員長

それでは、初めに歳入の質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。竹谷委員。

○竹谷委員

補正の内容、よく理解はするわけですが、震災後、復旧・復興ということで当局も相当努力をしてきているわけでありまして、それに関連して中小企業を初めとする企業の復興ということで、グループ補助金とかいろいろな策をつくって中小の企業の復興に努力をしてきているというぐあいに理解をしております。そういう観点から、今回の個人市民税、法人市民税がこういう制度の活用によって多賀城における住民の所得が当初よりも上昇してきているという見方をしてよろしいのかどうなのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○鈴木税務課長

個人市民税と法人市民税、今回増額補正ということで補正させていただいておりますけれども、個人市民税につきましては、納税義務者が増加したという内容になってございます。ただ、1人当たりの税負担額を考えると、当初の税負担額、当初予算の試算が大体10万4,000円ぐらい、今回補正の所得割額における税負担も大体同じ10万4,000円程度になりますので、1人当たりの税の負担額が同じということは所得の伸びはそんなには出ていないということになっております。ただ、均等割のみの納税義務者が減って所得割の

納税義務者がふえているということになってございますので、その辺では就業人口のほう
が幾らかふえてきているのではないかなという考えがございます。

あと、法人のほうなんです、法人市民税につきましては事業所数、これ確かにふえてござ
います。それで均等割のほうもふえた形にはなっておりますけれども、法人税割のほうに関
しましては、昨年の10月末の状況を見ますと、反対にことしのほうが法人税割が下がって
いるという形になってございますので、税の額から見ると法人税割のほうではまだ活気は
見えてこないという形になってございます。以上です。

○竹谷委員

そういう分析をやはり行いながら、多賀城の財政をどうしていくかということの重要なポ
イントになってくるのではないかと。ただこれだけの予算がこうなったからじゃなく、ポイ
ントとしてそういう見方をしながら、その状況を見て、どう経済対策なり市民の所得向上に
どういう施策を打っていくかということも、当初予算を編成する時期でもありますので、そ
の辺の分析は私はきちっとすべきではないのかと。そこは公室でやるのかは別として、多賀
城全体としてそういう分析をきちっとするのが私は大変重要ではないかという見方をしな
がらこの補正予算を見ておったんですけれども、今課長がおっしゃったような状況であれ
ば、マイナス点についてどう補っていくかということ当初予算編成に当たっては私は参
考にしていくべきであろうと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○伊藤市民経済部長

ただいまそのような御指摘頂戴したわけでありますが、極めて大事なことと考えておりま
す。現在法人数は約50社、実質47社の昨年同期と比較いたしまして増加となっております
けれども、グループ補助等を初めとした公的支援策がどのように影響しているのか、市内
の法人の再生、回復、個人の事業者でもしかりでありますけれども、それらにつきましては
調査、分析等、あらゆる資料等を収集しながら今後対応していくことが極めて重要なことだ
と認識しております。

○竹谷委員

もう一点注目しなければいけないのは、私がですよ、注目しなければいけないのは、退職所
得が当初見込みより減ったということになれば、雇用がある意味では回復してきている、退
職者が例年より若干であろうとも減ってきているという見方なのか、それとも退職金の減
額によってこういうものが発生してきているのか、両方あるとは思いますが、その

辺については分析されておられませんよね。しておりますか。

○鈴木税務課長

退職所得につきましては、前年の同じ時期について収納金額も減ってございますので、当然退職者が減っているということにうちのほうでは見ております。ですから、委員がおっしゃるように、多賀城の就業人口は先ほども説明しましたが伸びているという状況からすると退職者が減っているという形で、ある程度安定した長期間の雇用になっているのではないかとはいふには見ております。以上です。

○竹谷委員

ひとつ、税の補正でのこういう上下というのは、そういう見方もしながら進めていくことが大事ではないかと思って、そういう視点でお聞きさせていただきました。ひとつ、私の視点がある程度理解できるのであれば、そういう視点を導入しながら生かしていただきたいなというふうに思いますので、よろしくひとつお願いしたいと思います。

これを聞くとちょっと意地悪じゃないと言われるのがあれなんですけど、51ページの、これも一緒なんですけれども、いつもやっているたばこ税が6億近くなっている。多賀城でそんなにたばこのむ人が多いのかなという思いもしているんですけども。こういう現象というのは、たばこの値上げによってあらわれたものか、多賀城はパチンコ屋が多いので、そういう現象の中で捉えたらいいのか。以前はたしか、昔質問したときは、多賀城はパチンコ屋が多いので、たばこがばんばん出るんですよということを答弁された記憶があるんですけども、現状はいかがなものでしょうか。

○鈴木税務課長

たばこ税なんですけど、たばこ税につきましては昨年それから一昨年とちょっと伸びを示しております。ただ、それ以前につきましてはやはり喫煙者の減少という形で、健康志向もありますので、多賀城市の場合はたばこ税は減少傾向にあったんですけども、震災以降ちょっと伸びているという形になっております。これは先ほど法人のほうでもお話ししたんですけども、法人数がふえているということなんですけども、状況を見ますと、建設ブームとかそういう……、市外に本店があつて多賀城市には支店とか事業所とかの設置数が多いということになってきていますので、復興の関連で流入人口あるいはその関連の方々が多賀城に宿泊などなされたときに購入するのが多いのではないかとはいふという形で、個人的な意見では、そういうふうに考えております。

○竹谷委員

そうすると、安定的な財源と見るのは危険ですよという言い方、そういう捉えなんですけれども。実は歳出の絡みがあるんですけれども、これだけの歳入があるんだから、いつも私見ているんですけれども、たばこをやめた一人ですけれども、いつも職員の喫煙所ぐらい、このぐらい、6億ぐらいあるなら、100万か200万でできるんだから、なんか寒くないところで吸うぐらいのことを考えてあげたらいいんじゃないかなといつも思うんですけれども。4億程度であれば例年どおりだからなと思うんです。このぐらい上がってきたのであれば、これの還元というか、そういうことも施策として考えていいんじゃないかなという思いがあったものですから、背景がどうなんですかとお聞きしたんですけれども。少なくとも今年度は一過性のような感じがするというのであれば、この一過性のときに活用して、何かそういうことをしてあげたらいいのかなという思いもあるんですけれども。そういうこと、これはどこかな、総務かな。

○内海総務部長

私もたばこをやめた口でございまして、立場上といいますか、職員の健康を重視する立場からしますと、風邪引いて不健康になるか、たばこを吸い過ぎて不健康になるか、どちらがいいかという話になりますと、たばこを吸い過ぎて不健康になるほうを防除しなければいけないのではないかなという立場でございまして、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

○竹谷委員

総務部長はそう言うでしょうね。私は風邪引くとかたばこ、たばこのみは何ぼやめろと言ったって、やめられないの、あれ。だから、寒空で吸わせて風邪引かせるよりも、何か考えてやるのが職員福利のためにもなるのではないのかなと。換気扇のついたところなら、そんなに人にも迷惑かけないし、それから市民の目線から見ても、余り不快感を味わわないので。どうしても市民目線で不快感を持っているんですよ。ですから、そういうところを私は……。部長がだめだと言うと、やれと言ってもやれないんでしょうけれども、部長ちょっとその辺も、職員福利の面から見て、健康も必要ですけれども、福利の面から見て、やってあげたらよろしいんじゃないのかなという思いがありますので。ひとつ検討してみてください。それ以上議論したってしょうがないですから。ひとつ、そういう視点でも検討していただければと思いますので、よろしく。これは当初予算を組んでいくときなので、ひとつよろしく願いをしておきたいと思います。以上です。

○深谷委員長

ほかに。藤原委員。

○藤原委員

多賀城の市税の推移なんですけれども、何度も紹介をしていますが、1回目のピークは97年度の83億円でした。その後、消費税が上がって、どんどん景気が悪化しまして、不況のための減税等もやられて、あっと言う間に10億円減って73億円の市税収入になりました。その後、所得税が住民税に移譲されて、2回目のピークがあったんです。それが市税収入83億円まで戻ったんです。それは何年度でしたかね。済みません、私も何年度か確認しないで質問しているので。83億円まで戻ったんです、税源移譲があって。たしか、その後にリーマンショックだったと思うんです、私は。その前じゃなかったと思うんです。リーマンショックの後に、またどんと市税収入が減ったんです。70億円台の前半まで落ちちゃったんです。その後、東日本大震災があって、60億円台の前半まで市税収入があっという間にさらに10億円落ち込んだというのがこの間の大きな流れなんです。

そういう点から見ますと、市税収入の67億3,400万円というのは、回復しているのはもちろん喜ばしいことなんですけど、依然、多賀城市も東北も復興過程にあるというふうに私は見ているわけなんですけれども、大局的に見て、そういう段階だと見ていいのではないかなと思うんですけれども、市長はどのようにお考えでしょうか。

○菊地市長

私もまだそこまで長年にわたっての市税収入については経過をたどったことはございませんけれども、少しずつではありますけれども、よくなっているのかなという思いはしますけれども、ちょっとその辺、精査してみないと何とも申し上げられないなというふうに思います。ちょっと数字的なもの、私やったことないものですから、申しわけないです。

○藤原委員

それで、回復傾向にあるというのは、それは事実だと思うんです。徐々ではあるけれども、市税収入もふえているからね。けれども、先ほどの税務課長のお話は、市税が伸びた分のうちの一番大きい分は総合課税による所得割額ですね、先ほど竹谷委員の質問に、所得は伸びているのかということについて、いや、そうではないと。就業人口がふえて、こういうふうに市税収入がふえているんだというお話でした。それから、法人税割について言いますと

36万6,000円です、ふえている分が。これほど復興事業とかやっているから、もっと法人税の伸びもあるのではないかと思ったんですが。こういうのを全体として見ると、震災で職を失った人たちが、ようやくまた職に戻り始めたということで市税収入がちょっと伸びた、1億3,200万円伸びたということなのであって、市長が喜ぶほど景気回復はされていないのではないかと。きのうの消費税の転嫁条例のときに、景気回復しているんだと言ったけれども、私はそれほど、言い切るほどに、回復していないのではないかと。このデータを見ると。市長がそれほど言うのだったら、私は法人税割ももっとふえていいんじゃないかなと思うんですけども、ね。個人の所得だって伸びたというデータがあっただけじゃないかなと思うんですが、どうなんでしょうかね、それは。私は過大な評価ではないかと思うんですけども、市長の評価は。

○鈴木副市長

全体的な税収の関係でございますけれども、今藤原委員おっしゃったように、税収、税額としては非常に今縮小しております。それは施策としてやっている、例えば津波浸水区域の固定資産税の半分の措置をまだしております。それから、工場地帯についても、企業の税金を軽減するための特区を設定していたり、そういった効果があって全体的に税収としては押しているという効果は出てきていると思っております。

ただ、その中で、景気の動向というお話でございますけれども、グループ補助であったり、あるいは津波、原子力関係の補助金が入って、設備投資としては大分戻ってきているのは事実でございます。ただ、企業の社長さん方のお話では、設備投資は戻したものの需要がまだ震災以前には戻っていないというお話をよくされておりますので、多分、会社の経営者の方々は、設備投資をし、それに伴って一定の雇用の安定化、雇用の拡大まではされたんだと思いますけれども、そこから先の需要が完全に切り切っていないということの一つのあらわれが、個人市民税それから法人市民税にも、そういう傾向としてあらわれているのではないかというふうに思っておりますけれども。総じては、にわか急激に景気回復とまでは言えないまでも、順調な足どりは見えてくるのではないかという捉え方でいいのではないかと思っております。

○藤原委員

そこに消費税という冷水がかかってくるということですね。私は大変心配しています。

55ページ。地域の元気臨時交付金ですが、これ使ってやれやれと言って、サポートセンターのエレベーターの工事と改修の工事をやってもらったやつですね。財源の移譲だけだと

ということなのですが、いつごろ終わる予定なんでしたかね。

○小野地域コミュニティ課長

工期は来年の3月20日までですので、それまでには完了の予定です。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○深谷委員長

よろしいですか。以上で歳入の質疑を終結いたします。

● 歳出質疑

○深谷委員長

次に、歳出の質疑を行います。阿部委員。

○阿部委員

資料1の77ページ、商工関係ですけれども、商工観光課の観光資源発掘事業でございますが、先ほどの御説明の中で、本市の観光資源の発掘あるいは観光ルートづくり、事業の内容ですけれども、そしてまた、取材を通して民間の放送、ラジオですが、2月からスタートというお話でございましたが、これは例えば週に1回とかの放送になるのか、あるいは2月からスタートしていつごろまで放送が続くのか、その辺についてお伺いいたします。

○鈴木商工観光課長

今の質問なのですが、こちらのほうでラジオ放送の番組で週1回、25分間ということで、これについては3月までの期間でとりあえず予定しております。あと、引き続き、先ほども言いましたように多賀城の季節ごとの魅力ということなので、四季折々という形の1年通した形でやっていきたいと思っておりますので、それについては新年度絡みますけれども、そういう形でやっていきたいという考えでおります。

○阿部委員

済みません、説明で週 1 回という説明はありましたけれども、これ例えば時間帯とかまでわかりますか。多くのリスナーの方が聞ける時間帯がいいなと、このように思うんですけども、時間帯は何時ごろの時間帯でしょうか。

○鈴木商工観光課長

昼の時間帯になりますが、12 時から 1 時の間の番組のプログラムで設定しておりますので、昼の時間帯で考えております。

○阿部委員

わかりました。

続きまして、2 点目、85 ページの生涯学習課の親子のためのドリームフェスティバル開催事業についてお伺いいたします。事業内容は子育ての世帯の方々というお話がありましたが、子供の対象年齢は何歳ぐらいでお考えでしょうか。

○武者生涯学習課長

ゼロ歳から未就学児を、6 歳未満とか 7 歳くらいまでの間を対象としております。

○阿部委員

そうしますと、歳入のところで、チケットの入場料の収入が 50 万円あるというお話で、1 人 500 円というお話でしたが、この 500 円というのは、親子で参加できるということであれば親の負担分の 500 円で、子供は入場料がないという認識でよろしいですか。

○武者生涯学習課長

基本的には、椅子の占領、1 席するのにワンチケットと。ですから、お母さんがゼロ歳児を膝に抱っこして一緒に音楽を聞くという場合には 500 円で結構ですよと。ただし、入場数の都合もありますので、椅子を占領する場合については、その占領分もチケットとして購入していただくというふうに考えています。

○阿部委員

わかりました。開催時期は、いつごろを予定されていますか。

○武者生涯学習課長

2月16日に予定しております。

○阿部委員

わかりました。企業からも寄附金をいただいて、こういうすばらしい事業ができるということで、大変効果の出る事業にしていきたいなど、このように思っております。

最後、3点目になりますが、資料2の67ページの2番にパソコン借り上げ料の債務負担行為の内訳の御説明がありました。内容の欄にパソコン借り上げ料220台で2,750万円ということで、XPのサポートが終了するという説明だったと思いますけれども、次のOSはどのようなOSになりますか。

○竹谷総務部次長(兼)総務課長

新たなOSについては、もう既に導入しているものもあるんですけども、ウィンドウズの7を予定しております。

○阿部委員

そうですね。今ウィンドウズの8も出ていますけれども、そうするとまた例えばサポートが終了して、またその期間が出ると、またこの金額の支出の心配もしておるんですが、その辺の懸念はありますか。

○竹谷総務部次長(兼)総務課長

当然ウィンドウズ8についても検討はしてみましたけれども、OSそのものに関しては今運用しているソフトがそのOSに合うかどうかという判断が一番大切かと思ひまして、ソフト自体が7の対応がほとんどのものということがありますので、長期的に考えれば、また何年後かにはOSの見直しということも視野に入れなければなりませんけれども、まずは今システムそのものが対応できるウィンドウズ7で検討させていただきたいと考えております。

○阿部委員

これは契約の期間はどのくらいの期間なのかというのと、サポートの内容について教えてください。

○竹谷総務部次長(兼)総務課長

リース契約になりますので、期間については平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間、60カ月を予定しております。リース契約ですので保守的な業務も含まれておりますので、例えば急な修繕が発生した場合に関しましても業者のほうのサポートを受けながら修繕もできるというような内容で、余り職員が、あるいは壊れたパソコンに関して新たに買いかえなどが発生しないような内容で契約を考えております。

○阿部委員

220台で1台あたり12万5,000円になるわけですけれども、買いかえをしないようにということで、ハードはそのままでソフトだけをかえていく、こういう認識で私はいたんですが、そのような認識でよろしいのでしょうか。

○竹谷総務部次長(兼)総務課長

更新の方法につきましては、そういったこともできようかなという思いではおりますけれども、基本的に職員の業務用のパソコンですので、例えば朝出勤しますと夕方の終業時間までずっと使っている、あるいは残業が生じるというようなことで、1日8時間ないしは10時間とかフルに使っておりますので、それが5年たちますと、やはり個人のパソコンと比較しますとかなり経年劣化というものが発生しやすいということがありますので、これまでもそうだったんですけれども、リース期間が満了したのに関しては本体そのもの、ハードそのものを借りかえるということで考えてございます。

○阿部委員

最後に1点だけ。ウイルス対策については検討されていると思いますけれども、基本的にはインターネットの接続なんかもできると思うんですが、そうしたときに外からのウイルスの対策については万全な態勢になっているかどうかお伺いいたします。

○竹谷総務部次長(兼)総務課長

今回 XP のサポートが終了することへの一番の懸念というのが、そのウイルス対策でございます。ウィンドウズ XP に関しては来年の 4 月でサポートを終了するという事は、そのウイルス対策についても終了するという事ですので、使って使えないことはないんですけども、非常にその辺が危険ということがありまして、OS を一つあげましてウィンドウズ 7 にして、ウイルス対策については現状とり得る全ての手段を講じて対策をやりたいと考えておりますので、ウイルスソフトに関しても複数導入して対策を講じます。

○深谷委員長

ここで、お昼の休憩といたします。再開 1 時です。

午前 11 時 55 分 休憩

午後 0 時 57 分 開議

○深谷委員長

それでは、時間前でございますが、皆様おそろいでございますので、質疑を再開したいと思います。伏谷委員。

○伏谷委員

最初、1 点目、79 ページの清水沢多賀城線、それからその下の宮内の区画整理事業、それから 85 ページの市立図書館の駐車場のり面の改修事業の 3 点についてお伺いさせていただきます。

まず初めに、清水沢多賀城線の用地について、買収に向けて今取り組んでいるという説明を先ほどいただいたんですが、早期で 6 件ということでした。この 6 件というのはどこを指しているのか。45 号と仙石線の間のところなのか。その辺について伺いたいと思います。

○熊谷復興建設課長

国道 45 号から仙石線までの 6 件ということになります。

○伏谷委員

この部分は、たしかいろいろとお店が多かったかなと思っておりますが、この辺についてはいつごろまでに完了しなければ計画どおりいかないのかというところなんですけれども、その期間、いつごろまでには買収をかけていって用地取得になるのか、この点について伺います。

○熊谷復興建設課長

まだ復興交付金から用地費、補償費をいただけていないんですが、8回目の申請で申請いたしまして、平成26年度中には予算化をして、26年度中には6件を移転補償で解体、除却をしたいと思っております。

○伏谷委員

前回この道路ができるときにもお話をさせていただいたんですが、八幡小学校東側を通る道路になるかと思うんですが、西には三陸道が走っているということで、前にも伺わせていただいたんですが、その辺の騒音についてはどのように今の時点で考えていらっしゃいますか。

○熊谷復興建設課長

前にもお答えしたことの重複になるかと思うんですが、設計を今しておりまして、工事の前に一回騒音調査等を実施いたしまして、想定交通量を踏まえて、どのぐらいの騒音、振動が出るのかというのをしっかり検証した上で、設計に反映できるものについては設計で反映していきたいと考えてございます。

○伏谷委員

45号を通り越して仙台新港のほうの整備がかなり進んでおります。あのところから推察すると、かなりの交通量になるのではないかと見込めますので、その点については十分慎重に対応していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、2点目でございます。先ほど宮内の区画整理についてのお話を伺わせていただきました。現段階でお話できる範囲で結構でございますので、例えば八幡公園通りへの接道

とか、どうなっているかについて伺わせていただきます。

○根元市街地整備課長

今現在、皆様の御意見を頂戴しながら設計を進めているところなんですけれども、警察との協議では、接道は今4カ所ぐらいで御意見を頂戴したいということで協議をしている途中でございます。

○伏谷委員

先ほどの八幡通り公園線のほうへは既存の道路を拡張するのか、それとも多少移動して広くとってというふうになるのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○根元市街地整備課長

今のところ幅員は変えないでやる方向で考えています。

大変失礼いたしました。4カ所のうち2カ所が既設、2カ所が新設でございます。

○伏谷委員

それについては、今お話ができますか。どこを新設するか。

○根元市街地整備課長

中央分離帯がございますので、左折アウトに限るとか、あとは信号による交通処理が必要なのかは、今後の協議ということになっております。

○伏谷委員

では、その辺のところは推移を見ていかなければならないということもありますので、よろしく願いいたします。

それと、3点目でございます。図書館の駐車場のり面改修工事でございます。これは、せんだったの大雨のときにのり面が崩れて土砂が流出してしまったという場所なのか、それとも図書館側に土のうが積み重なって、そこを土どめしているんですけれども、そのところ

を示しているのか。

○武者生涯学習課長

あの崖崩れにつきましては、去る9月15日に発生した台風18号の影響によりまして、午後3時半ごろにあののり面が崩れて、下の民家に一部土砂が流入したということでございます。今ブルーシートがかかって、ある程度の復旧をさせていただいておりますけれども、あれは先ほど説明しましたように抜本的な改良をするまでの応急措置として下の民家に迷惑のかからないような措置をしたということでございます。

○伏谷委員

あののり面が崩れた原因というのは、追求されていますか。

○永沢建設部次長(兼)都市計画課長

管理は図書館のほうののり面になるんですけども、技術的な支援ということで、これは教育委員会と建設部と共同で今いろいろ取り組みをさせていただいております。1次調査では、のり面に水が走ったことによる崩壊とっておったんですけども、いろいろ調べてみますと、盛り土と切り土の境目だったり、あるいは土質が不明なのでとか、そういうもろもろの事情があって、修繕をお願いしても、どこも受け取ってくれませんでした。専門の機関にちょっと見ていただいたんですけども、やっぱりボーリング調査をして、しっかり調べて対策工事をしたほうがいいのではないかということで今回委託料の計上をさせていただいたところです。

○伏谷委員

一見、見ますと、なぜここが土砂がというところなんですけれども、いろいろなことが考えられて、例えば東日本大震災の影響があって若干そういうひび割れがあって流出したのではないとか、いろいろその辺のところは推察されております。しっかりとその原因を追求していただいて、下の住民の方の不安をなくしていただければと思いますのと、先ほど申し上げました図書館の下のところも以前土砂が流出した経緯があったということで、あのよような土のうで今対応しているということでございました。土のうで対応しているということに関して、住民の方からすれば何とかならないのかという声もあります。その辺も含めて、全体的にあそこを一つとして、課がまたがるということもあるんですけども、建設部のほうでいろいろと調査をして、しっかりした対応をしていただきたいと思いますので、よろし

くお願いいたします。

○昌浦委員

私は、資料 1 で 3 つ質問させていただきます。まずは 77 ページの、先ほど阿部委員もお聞きになられた観光資源発掘事業。それから、85 ページの文化センターの改修事業。そして最後は、87 ページの学校給食センターの設備、器具等維持管理事業です。

まずもって最初なんですけれども、77 ページに戻りまして、観光資源発掘事業なんですけれども、先ほど阿部委員の質問に対して御回答があったんですけれども、来年 2 月スタートで 3 月まで。ということは、何回なのかということが 1 つです。それから、波長ですか、AM なのか FM なのか。ラジオといっても、そのほかに中波というものもあったかな、短波もあったような気がするけれども。いずれ、市販のラジオで聞けるのは AM と FM なんです。その種類。

それと、民間放送局と、そこまで言ったんだから、はっきりと放送局の名前を説明してもいいような気がするんだけど、何だか思わせぶりの言い方をするんだね。それで、こういうふうに聞かないとわからないのではまずいと思う。やはり、説明するときはきちんとされたほうがいいと思います。

まずもって、その 2 つ、御回答いただきたいです。

○鈴木商工観光課長

先ほどもお話ししたとおり、週 1 回のペースで月 4 回ほどになりますけれども、そうすると 3 月までは 8 回という形で放送される予定でございます。それで、FM なんですけど、まだこの時点では補正予算のほうもお認めされていない段階なので伏せておりましたけれども、今、実は FM の放送局で昼の時間帯で地域の魅力の情報を発信している時間帯、そういうプログラムを持っている番組がありまして、そちらのほうに、業者のほうに委託をお願いする予定でありますけれども、お認めになった段階で業者名をお伝えしたいと思っておりますけれども。申しわけございませんが、そういうことです。

○昌浦委員

お認めになったら業者の名前を言うというんだから、当局がそう考えるなら、それしかないだろうね。しかしながら、FM 局か AM 局ぐらいの差は言ったほうがいいと思う。

なぜ聞いたかという、ここにこれだけの議員がいれば、来年 2 月から多賀城市を題材にした放送があるんだと前もって言えるじゃないですか。そういうこともあるから。観光というのは宣伝が一番大事なんじゃないですか。つたない経験だけれども、私もそちらのほうの末席に座っていた経験があるので言っているんです。まあ、よろしい。

それで、573 万円、8 回で、これ余りにも法外な値段過ぎるので、内訳。例えば放送料としたらこのくらいの金額、あるいは取材費が伴っているから取材費としてこのくらいの金額だというのは当然、後で、この補正予算が認められてから放送局と言っているくらいだから、その放送局ともう当然そういう打ち合わせをしていらっしゃる、そして先ほどの阿部委員の回答にも、できれば通年 1 年通してやりたいというのであれば、当然その辺の見積もりのなものももう御承知だと思うので、この 573 万 2,000 円の内訳はどうなっているんですか。

○鈴木商工観光課長

こちらのほうで事前に見積もりを徴した関係で御説明申し上げますと、3 カ月で、人件費のほうで 320 万円ほどになります。あと、事業経費ということで放送経費、電波料、あと制作、取材とかいろいろなりますけれども、そういう取材、制作、あと番組の構成関係で……、失礼いたしました、人件費のほうで 337 万 3,000 円、それで事業経費のほうで 235 万 9,000 円。それで、人件費のほうは 4 名になります。ディレクター、レポーター、パーソナリティの方々、4 名で構成して、そういう番組構成をする予定です。

○昌浦委員

わかりました。当然、放送経費というのもそれなりに高いということは聞いておったんですけども。それにもまして人件費のほう、当然、いい取材をしていただいて、いい内容を放送してもらうものですから、このくらいの経費はかかるんだろうなと。わかりました。できれば、その放送を 1 年ぐらい継続していただいて、できれば AM のほうでもやることも検討の視野に入れていただきたいということを要望しておきます。

次なんですけれども、開館 26 年目で平成 27 年度に大規模改修を予定している、指定管理者との協議の中でも老朽化が目立つ云々のお話があるという説明をお伺いしました。それで、文化センターのどのような箇所がどのように老朽化していて、望ましい改修の方法というのは、これから策定業務を委託するんですから、そこで進めていくんでしょうけれども、まずもって現状はどのように老朽化しているかというのを知りたいので、御回答いただき

たいと思います。

○武者生涯学習課長

現状につきましては、基本的には、まず第 1 に舞台設備等、放送設備、照明、大ホールにかかわるところが、26 年を経過して、あそこに設置されている附帯備品等が更新されておられませんので、それが大分老朽化している。基本的なイベント等のときに電気が切れるとか音がちょっと途絶えるとか、実質的な重大な被害につながるような例も見られたということで、そういうものがまず一つあります。

あともう一つは、一部雨漏り等もこのごろしておりまして、調査した結果、配管等も、躯体の裏側にあるものですから目につかないものですが、配管等も大分劣化している。

あと、全体的につきましては、これは管財課等の協議と指導も受けながら、施設整備の観点から、全体的にもうそろそろ、26 年を経過して、29 年には 30 年の節目も迎えるわけですから、工期も大分ゆとりのある工期を持つとしたらば、そろそろその基本計画も立てなければならぬでしょうという指導もありながら、今回上げさせていただいたということでございます。

○昌浦委員

確におっしゃるとおりなんです。舞台のいろいろな備品も含めて、今どき使っていないというのも結構あるというようなことをあそこを利用した方からちょっと私聞いたので、どういところが老朽化というか劣化していて、これから直すのかということで、わかりました。今の説明を聞いて。平成 29 年かな、30 年を迎える、その前にお色直しをして。どうせ直すんだったら、東北一のすばらしい会館というものを目指していただきたいと思うので、これは切に要望しておきます。回答は要りません。

それで、次でございます。同じ教育委員会で 87 ページですけども、学校給食センター、先ほど 10 年間使用した冷蔵庫の器具を回復ということでございました。説明は聞いたんですけども、冷蔵庫なるもの、御家庭にあるような冷蔵庫とは当然品物は違うのでしようし、つくりつけタイプ、要は現場で組み立てていくようなタイプなのか、あるいはどこからか運んできて据えつけられるのか、どちらのタイプなんでしょうか。

○麻生川学校教育課長

この冷蔵庫はパススルー冷蔵庫と申しまして、生鮮品を運んできた場合に、ちょうど搬入口のところであって、外から搬入してその冷蔵庫に入れます。入れたほうとは逆側、つまり内側のほうから取り出すような形になっていまして、ちょうど壁と一緒に外と内を仕切っているような形で冷蔵庫を置いてございます。現在その冷蔵庫の熱交換ユニットはその本体そのものについていて、大分老朽化しているんですけども、簡単に申しますと、その熱交換ユニットを交換する、周りは同じなんですけれども、その機械を交換するというのが1つです。

ただ、実はその装置がついていますと部屋の中に熱気がこもってしまうという欠陥がございまして、それを今回、外側に熱を排出できるような形で工事をいたしまして、その間を排気管でつなぐというような工事をします。ですから、ちょっと今までの形とは違う、冷やす冷蔵庫のところには熱交換ユニットがないんですけども、そこの中は今までどおり冷える。熱交換ユニットは外に排出できる場所について、そこを排気管とつなぐという工事をするというような工事になります。

○昌浦委員

わかりました。なぜ聞いたかという、据えつけなのか、つくりつけなのかというのは、そういうことを想定したんです。内容的に今工事の概要がわかりましたけれども、これ10年もお使いになったら、新しいやつだとどのくらいになるんですか。はっきり言うと、そっちのほうに切りかえたほうが今後、学校給食センターがあと5年で閉まるなんていう話でないので、新しいものにそっくりかえたほうがよほど効率がいいんじゃないか。そこで熱効率やなんかも高めたものを使ったほうがいいような気がするんですけども、その辺は御考慮されたんでしょうか。

○麻生川学校教育課長

全て交換するには1,000万円を超えてしまうのではないかという試算がございまして。今回も機能的には、冷蔵庫の外側のところは変わらないんですけども、機械そのものは全部交換するような形になりますので、性能としては新しく変わると考えてございます。

○昌浦委員

わかりました。では、やっぱりこの580万円支出して工事をしたほうが、より安くて、今までと同じかそれ以上になるということを聞いたので、わかりました。

あと、給食センターなんですけれども、短期だとはいいながらも、塩水につかりましたね。そういう中で、今後そういうふうな機械が劣化し始めるなんていうことはあるんでしょうか。聞きたいは、年次計画でもお立てになって、逐次、機械を更新していくなんていう計画は当然おありだと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○麻生川学校教育課長

実は、このパススルー冷蔵庫のことについても、今回、施設設備の更新計画というものを立てさせていただきまして、その皮切りとしてこの冷蔵庫の交換をするということでございます。平成35年ぐらいまでの期間を見通しまして、なるべく一つの年に経費がぐっとならないように、平準化したような形での計画を管財課と一緒に考えて立てております。

○米澤委員

私からは、71ページの社会福祉課の民生委員・児童委員の活動支援事業について1点質問させていただきます。12月2日でしょうか、委任状の交付ということで手渡しされました。きのうの朝日新聞の中で、今回改選によって定数が全国で23万6,269人、その中でも欠員が約3,000人を超えているということでした。そんな中で、先ほどの説明の中では83名から90名までの増員ということで、今多賀城市では足りているのか、充足率について、その辺、お伺いしたいと思います。

○片山保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

90名定員に対しまして現在2人ほど欠員が出てございます。88名になっています。

○米澤委員

ほかの自治体では、この欠員によって随分と悩まれている部分があって、ちょうどこの新聞の中に協力員制度ということで新潟市での取り組みが載っておりました。次の担い手になるためにはなかなか厳しい、世帯数の増加とともに、そしていろいろな相談の件数もふえてくるということで、それに対応する方々がなかなかいらっやらないという大きな問題があるということで。ただし、今後もそういった部分では私は、もしかしたらそういった問題もまた、今後多賀城市も同じような問題にぶつかるのではないかと懸念はしているんですが、このまま順調に、今までどおりの、従前どおりの増員の仕方ではほぼ変わらないということでしょうか。

○片山保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

基本的には区長と地区の民生委員とどういう区割りがいいのかということに基づきながら、こういう人数だとなかなか全体をカバーできないのでぜひ増員をしたいという要望を、今回を例にとりますと大体3月、4月ぐらいからそういう作業をしているんです。やっぱりおっしゃるとおりで、なり手がいないだとか、そういうこともありますので、例えば民生委員の一つの目安としては、年齢的には75歳未満の方をお願いするとか、あるいは福祉の経験、いろいろな見識のある方ということではお願いをしているんですけども、今回に限っては例えば75歳未満という枠は緩和されるということも国とか県のほうからも指示がありまして、そういったことも区長にお願いして、引き続きしていただいている方もいらっしゃると思います。

先ほどの欠員2名については、現在、区長にも何度もお話をしております、今調整中で、お一方からは間もなく出そうだというお話を頂戴していますし、もう一方からはもう少し待っていてねという形ではお話をいただいています。やはり全体的に民生委員は発足当時からいろいろなことがずっと変わってなくて、ところが周りの環境が大変な中で、なかなかやっていただけない方がいるということは現実としては把握してございますので、その辺については地域の方々と連携しながらお願いしていくということをこれからも続けていくしかないのかなと、今のところはそういうふうに考えてございます。

○米澤委員

これから災害公営住宅などでいろいろな問題が、これからまだまだあるかと思うんです。なので、協力員制度、育成に対しての、後任育成というのは、これからの課題としてはとても重要な部分が見られているのではないかと思うんですが、これは私はぜひやっていただきたいという部分があるんですが、いかがですか。最後にこれだけ伺って終わります。

○片山保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

受けさせていただきたいと思います。

○戸津川委員

それでは、3点質問させていただきます。

1点目は75ページの生活保護について、2点目は83ページ、修学援助について、それか

ら 85 ページのドリームフェスティバルについて質問いたします。

1 点目ですが、75 ページ、生活保護の問題についてです。実は、国のほうで生活保護法が、例の秘密保護法が成立したとほぼ同時期に成立したと聞きまして、今までの生活保護法よりもより保護を受ける人にとっては厳しいものになると伺っておりました。それで、どんなふうに新しい生活保護法が成立して、どんなふうに……

○深谷委員長

戸津川委員、済みません、補正の内容とはかかわりはどのように。

○戸津川委員

生活保護の職員の配置が、人件費がふえていたということに関連してなんですが。

○深谷委員長

厳しいかと。

○戸津川委員

厳しいですか。それでは、やめます。

それでは、83 ページの修学援助のことについてお伺いします。修学援助は毎年、補正でこのように上がってくるわけなんですけれども、先ほどの課長のお話ですと、非常に母子家庭や父子家庭になるということは恐らく離婚されて、そういう家庭がどんどんふえているのかなというふうにお伺いしました。それで、修学援助の途中認定を最初から予算の段階で仮定をして予算を立てていると思うんですけれども、その想定した数よりもどれくらいふえたのか。200 何十万円というお金は何人分の保護費なのかということをもっとお伺いしたいんですが。

○麻生川学校教育課長

この数字につきましては 24 年の実績から当初予算で組んでいたものなんですけれども、人数ですね、24 年度の時点では途中認定者数が小学校、中学校合わせて 59 名……、済みません、今私の手元に資料がないので、確認してお答えします。

○戸津川委員

事前に聞いておけばよかったね。済みません。では、後でお願いいたします。

その人数もなんですが、私が聞きたいのは、毎年ふえている途中認定の人の数よりも異常に多くなっているという事実はないのかというところを確かめたかったんです。そうだとすれば、お母さんたちの中にも震災の影響といいますか、そういうことはないのかなと。そういうことは子供たちにもまた大きな影響を与えるので、そういう心配はないのかなと思って聞いたわけでして。もし、例年に比べてうんと異常にこの認定の数がふえたのか、いやそうでもないのかというところをわかったら、後でいいですので、教えてください。

次いきます。85 ページ、ドリームフェスティバルについてなんですが、私本当に素朴な質問でちょっと恥ずかしいかなと思ったんですが、聞きます、思い切って。企業から 300 万円の寄附があったのでこの事業を立ち上げましたとお聞きしました。そのことは間違いないでしょうか。

○武者生涯学習課長

はい、そのとおりでございます。

○戸津川委員

率直にですが、そうであれば 300 万円の事業を立てれば、みんなに無料でそういう楽しい場所を提供することができたのではないかと普通に思うんですけども、500 円を取ってそれを企画するということが何か意味があったのか、その辺がよくわかりませんでした。

○武者生涯学習課長

いろいろ理由はありますけれども、まず 300 万円の寄附に対して総額 350 万円の委託費がかかってしまったということもあるんですけども、一番重要なのは、今まで生涯学習課で主催するようなイベント事業も、無料にしたときに、券の配布ばかりもらっていった意外と席が埋まらなくて、来るものと思料したところが半分くらいしかいなかったということも多々ありました。せっかくいい事業をするわけですから、これは自分の責任で、チケット代も最低限に抑えて、ワンコインでそこで半日楽しめるような事業であれば責任を持ってチケットを買っていただくという点では、1 人 2 枚とか 3 枚の無料配布よりはもっと充実

するような事業になるのではないかという理由で、仕方なくというか、僭越ながら 500 円を取らせていただくということでございます。

○戸津川委員

何となく半分くらいわかりましたが、私は率直に無料でしてあげれば、お母さんたちが、歳入ではないとおっしゃるんですが、私は本当に喜んで、500 円という負担が私はそちらと認識が違うんですけれども、重いとは言いません、だけれども安ければ安いほどお母さんたちにも負担は少ないと思ったわけでした。300 万円いただいたんだけれども 350 万円かかってしまったというところがみそだったと思うんですけれども、どうでしょうね、私もちょっと迷いますけれども、何となくわかりましたので、この辺で終わります。

○佐藤委員

3 点お聞きします。1 つは、先ほども出ました民生委員の件です。もう一つは、先ほど戸津川委員が触れていた生活保護の件です。それからもう一つは、人件費削減の関係でお伺いいたします。

資料 1 の 71 ページの民生委員・児童委員の、83 から 90 にふやして、現在 2 名欠員で、1 名は決まりそうだというお話を伺いました。きちんと人数を確保するというのも現状では大事なことだと思いますが、民生委員の資質の確保もうんと大事だなというようなことを私感しているんです、このごろ。それで、今回新たに大きく人数を編成し直したところでは、県にきちんと民生委員の仕事の中身や使命の重さなるものをしっかり教育していただきたいという思いでお尋ねいたします。

ということがあったかという、保育所に入るときに、ある方の生活を支えている方が社会保険から国保になった。子供を保育所に預けて共働きをしなければならないというところで、保育所に入るには民生委員の所見が必要だと言われて、行ったんだそうです。そうすると、その民生委員は、忙しいから、いつ来てもらっても大変なんだからというような対応を 3 回ぐらいされたそうです。それで、その奥さんは困ってしまって、保育所に預けられないのか、私は働かないで家にいるしかないのかというふうに悩んでしまって私のところに電話が来たんですが、たまたま何回か連絡しているうちに民生委員がつかまって、機嫌よく所見を書いていただいたというようなお話だったんですけれども。そういうことがあつては、出しづらいなというようなこと、特に電話での最初のアプローチが最初ですので。ですから、そういう意味では、きちんとそういう弱者に対応する窓口にいる民間の民生委員と言われる方たちのしっかりした教育というか、使命の部分での教育を県のほうに伝えてい

っていただきたいと思うわけですが、いかがでしょうか。

○片山保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

民生委員・児童委員の資質の向上ということについて、県のほうにということではなく、まず私も今回新しく民生委員になられた方々の研修を早速今月始めることにしておりますし、あと民生委員の心得なる必携という冊子もあるんですけども、そういったものももう早速配らせていただいて、どんな業務で、どういうふうな立場で、どういうお気持ちで接していただくかというような、そういったことの冊子も差し上げてございます。

それから、民生児童委員協議会という社会福祉協議会に事務局がございまして、その中で東部、中央、西部と3つの協議会がありまして、それぞれで独自に研修会等も開いて資質の向上を図っているということもありますので、そういったことを継続していきながら、あと何回か、こういうことを言われたんですけども住民の方からお電話があったりするので、そういったことについては、先ほど言った民生児童委員協議会の会長等を通じて事実はこちらとお話をしまして、よくよく聞くと、そういう言い方はしていないんだけども、そういうふうにとられるということ自体、そのところが問題かもしれないので、それについても、こう言われたらこういうふうな言い返しをしていただくというような、そんな連絡をとりながら、資質の向上ということはずっと不断の努力でやっていかなければならないとは考えてございます。

○佐藤委員

任務の大事さと、本当に大変なボランティア活動の典型的な活動ですので、引き受けてくださる方の気持ちの温かさも含めて重々承知しながら改めてお願いをしているわけですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、生活保護の件です。人がふえているわけですね、対応するというか職員の問題なんだと思うんですが。これで、今生活保護がふえているという状況の中で、お仕事が、楽にできているとは言いがたいでしょうけれども、滞りなくやれる状況にあると言えるのでしょうか、現状は。

○片山保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

決算特別委員会の戸津川委員からの御質問のときにもお答えしましたけれども、法律で定められた定数については、それをクリアしております。1人当たりの世帯数ということで

す。ただ、あのときもお話ししましたように、いろいろな状況がありまして、簡単に言うと複雑になってきているとか、あるいは東日本大震災の影響等で環境が変わってきているということもあって、世帯の持つ困難さというのが非常に増してきているということもあって、そういう意味では、法定内の数字はクリアはもちろんしていますけれども、大変な中で一生懸命うちのスタッフには頑張ってもらっているというような状況には間違いないです。

○佐藤委員

抱えているケースの困難さなんかは皆さんで共有して、ケース会議なんかを開いて結論を出すのだと思いますけれども、そうでいいんですね。

○片山保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

そのとおりでございます。

○佐藤委員

いいです。わかりました。個別のケースになりますので、後で次長のところに行きます。よろしくお願いいたします。

次、資料の2の57ページです。職員がこの間、依願退職が8人になったというような報告がありました。この依願退職の背景というか理由というか、そういうことが説明できれば、お願いいたします。

○竹谷総務部次長(兼)総務課長

概要説明の中で、平成25年度の予算編成をした後での退職が2名、それから補正予算は10月末日現在で作成していただいておりますから、10月末日までの間に本年度に入ってから退職した職員が6名おります。

依願退職と申しましたのは、退職願をみずから出してやめる場合を依願退職と呼んでおりますので、60歳の年度末を迎える定年退職については依願退職ではないということになります。依願退職の職員の個別の内容に関してはなかなか申し上げにくい部分もあるんですけれども、依願退職の中で、例えばこれは多賀城市に限った話ではなくて宮城県内の全ての自治体あるいは全国の自治体でも制度として持っております、あるいは民間企業のほうでもあるんですけれども、早期退職制度がございます。我々は勸奨退職制度と申し上げており

ますけれども、その制度を使って退職する職員もおります。それ以外ですと自己都合退職になりますけれども、勸奨退職は50歳以上の職員ということになっていますので、それ未満の職員に関しましては自己都合退職ということになります。

昨年の年度末予算編成後にやめた2人、それから10月末までに退職した6名を見ますと、勸奨退職の制度を使って退職した職員が8名中3名です。残りが自己都合退職になりますけれども、自己都合退職の場合、基本的には一身上の都合ということになりますが、例えば退職前の手続などで職員とお会いして面談をする機会がありますので、一例を申し上げますと、例えば結婚することになって、配偶者が県外に住んでおるということで、そちらのほうに住みますと、例えばそういった理由だとか。あるいは、御夫婦で一緒に住まわれていたんですけども、配偶者の方が県外に転勤になって、なかなかこちらのほうに帰ってこれないよだということになって退職を決められるケース。もろもろでございますけれども、基本的にはそれぞれの職員の御事情かなというふうに思っております。

○佐藤委員

今お聞きしますと、勸奨退職というのはそれなりに一定の配慮があってということで、5人の方は女性ですか、お2人の方、結婚退職みたいな、御主人だか奥さんだかわからないけれども、仕事の都合とか、あるいは結婚することになってとか、そういうことで、病気とか、例えば仕事とのかかわりの中で長期に休んでしまってやめざるを得ないとか、そういう理由の方は余りいないんですか。

○竹谷総務部次長(兼)総務課長

病気の内容はなかなか申し上げにくいんですけども、例えば今年度とか前年度だとか、いなかったかと言われれば、そういったことで在職中に病気療養に努めたほかに今後も病気治療に専念したいという理由でやめていく職員もおります。ということで御了解いただきたいと思います。

○佐藤委員

わかりました。何を言いたいかという、そういう中で、今回の議会冒頭で市長が陳謝しましたけれども、職員の飲酒運転が発生してしまったということなんです。この背景を私は私なりに想像したんですが、だめだと言っているのをなぜやってしまったのだろう。仕事との関連はないのかなとか思ったりしていたものです。重圧の中で仕事をしていた中で、そういうところで思わぬすき間ができたかなというような思いもあったものですからお聞きして

いるわけなんです、彼の背景は一体どういうふうなことだったのでしょうか。

○竹谷総務部次長(兼)総務課長

公表している内容としましては、保健福祉部に所属した男性の職員ということでございまして、年齢も47歳というところで公表しておりますので、ベテランの職員という考え方になるかと思えます。これまで勤めてきた中で、例えば体調を壊す時期が誰しもあったりすることがあるので、例えば病気で休んでいた期間があったかもしれません。だとしても、我々の制度上は、例えば体調不良であれば十分休養をとって、病気がよくなったら出勤してください。それは職員本人の判断だけではなくて、必ず主治医の診断書をつけて出勤してください。例えば、医学的な見地から業務の復職が可能だと判断しない限りは復職ができないような制度になっていますので、そういったことに関しましては通常の勤務ができる状態で当然勤務しておった職員ということになります。

○佐藤委員

飲酒運転はそもそも法律違反でございます。しかし、それでもそういうふうになってしまったというところで、職場の誰しもが考えることだと思うんです、どういうふうな規律にあったのかとか、どういう背景があったのかということでは、二度と起こしてはいけない、当たり前のことですが、そういう面ではどういうふうな教訓というか反省というかを皆さん方はお持ちになったかなと思うんですけれども。

○深谷委員長

簡潔に、総務部長。

○内海総務部長

これまでも私どもにつきましては、市民に対して飲酒運転の働きかけ云々という形で飲酒運転を防ぐ取り組みを市民とやってまいりました。そういった最中にありながら、ああいった事案を発生させてしまった。そういった反省、これは職員ひとしくみんなが感じていることだろうと思います。そういった気持ちを今後しっかりと持ち続けることによって、こういった事案が二度と発生しないように、あるいは市民の皆様にもそういった形で働きかけをしてまいりたいと思っております。

○佐藤委員

この結果、公表されました、新聞で。皆さんがお読みになって、私に二、三寄せられた市民の感想は、大変皆さん方には言いづらいことですが、即解雇にならないところがかしい、こういうことを私は二、三、意見として聞きました。民間会社であれば即解雇だと。そういう状況の中で、事の重大さをしっかり受けとめるということが改めて大事だというふうに。即解雇にならない理由はどこからか聞いたような気もするんですが、そういうことも含めて、改めて事の重大さをきちんと把握するということが大切なことだと思いますので。市民はみんなそういうふうに思っているということをお伝えしておきます。

○松村委員

2点お伺いいたします。

まず、1点は67ページ、追悼式開催事業の件でお伺いいたします。先ほどの説明であったと思うんですが、この追悼式というのは3・11の追悼記念の行事のことだと伺いましたけれども、これはこれでいいと思うんですけれども、3・11の地震が起きてから1年目、2年目ということで追悼式を行いました。それとあわせて、1年目から始まったんですが、復興の灯ということで、多賀城の政庁跡で1年目、2年目といろいろ市が企画いたしまして、市民団体の協力を得てやったと思うんですけれども、そちらのほうの事業をやるときに、それをやるテーマとしまして、復興の灯のテーマとして、追悼、あと伝承、復興と、この3つをキーワードとしてやりますということで、たしか市民にも呼びかけて、市民の参加をいただいたり協力をいただいてやったと思うんですが、こちらのほうの事業はどのようになっているのかお伺いいたします。

○深谷委員長

松村委員、あくまで上程された中身の内容で、これは追悼式祭壇設置等業務委託料で400万円と。今お話しされていたのは、中身はわかるんですけれども、それでいきますと、どこでも何ほでもいけてしまうので、その議論が必要な場合は、ほかでやってください。ここでは、今の意見ですとちょっと難しいかと思えます。

○松村委員

ぜひ、この追悼式の関連事業としてそういうのも入れていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○郷家市長公室長補佐（政策秘書担当）

今のお話にございましたように、ことしについては復興多賀城未来への祈りというイベントがございました。これにつきましては特段の御配慮をいただきまして、東大寺のほうからおたいまつを頂戴したと、そういった経緯もございまして、市民団体であります復興多賀城未来への祈り実行委員会のほうで実施していただいたということでございます。それに対して今回多賀城市のほうでも補助金を出させていただきながら支援をしたという経緯がございました。今後につきましては、今回、来年3月11日に追悼式を文化センター小ホールで行うこと、これは市で行いたいと考えております。それ以外の部分については、今のところ考えていない、あるいはそういった動きもまだ耳にしていまして、その辺、現時点では追悼式を行うということで考えているということでございます。

○松村委員

私、1回目から私も市民の代表としてかかわらせていただいたり、させていただいたんですけども、私はそういう趣旨で1回目の復興の灯は聞いておりませんでした。やっぱり市のほうで必要だということで市民団体に呼びかけて、そして市民の実行委員会をつくっていただいてやったというか。やっぱり、こういうのをやるのには民間だけでというのはなかなかできないと思うんです。市のある程度指導力というかリーダーシップというのが私は大事だと思います。そういった意味から、伝承という、やっぱりこれを後世に残すという意味合いも含めたイベントであるならば、これを2年であっさりやめてしまうというのは、最初の立ち上げたときの趣旨からすると、ちょっと違うのかなと思うんですけれども。

○深谷委員長

松村委員、やっぱり今、追悼式の中に入れる、それについては考えていないというのが答弁で、それ以上の議論で進むのであれば、ここではなくて一般質問とかそういったところで。補正のこの流れの中の話なので。話がまたちょっと行っちゃったかなと思いますので。今のことについては考えていないということだったので、ここで終わりかなと思います。

○松村委員

委員長とはちょっと違う……。考えていないのであれば、ぜひ考えていただきたいと要望いたします。そういう趣旨から、伝承という意味から、私は必要であると。この辺でやめちゃうというのはちょっと違うかなと思いますので、よろしく願いいたします。

あと、もう一点は観光資源発掘事業、77 ページ。何人かの委員からお話あった点ですが、私もいろいろ、市民の声によりますと多賀城は発信力が弱いとか PR 力が弱い、そういう声を結構いただいております。そういった意味から、今回このような事業を立ち上げて多賀城を発信しよう、また魅力を PR しよう、そういう事業に取り組まれるということは高く評価させていただきたいとまず思います。それで、お伺いしたいんですが、御説明によりますと、ルートづくりとか、あと埋もれている資源の発掘という御説明がありましたけれども、もう少し、特にルートづくりについて、どのようなことをイメージされているのか、ちょっとわかりにくいんですが、教えていただきたいと思います。

○鈴木商工観光課長

まず、この事業の狙いは、情報の発信というよりも、多賀城の固有の歴史文化資源がありますけれども、その特別史跡とか重要文化財、あと歌枕がありますけれども、それを磨き上げる、あとは地域資源の掘り起こしということで、取材を通して市民の方々からいろいろな声を拾いながら、例えば食べ物とかお店、人もですね、まだ埋もれている資源がたくさんあると思います。そういう取材の中でいろいろな声を市民の方々の目線でそういうものを拾い上げて、その結果、情報を入手したものを今後観光のルートづくりとか、あとはそういう素材をしていろいろな観光スポットにしていったり、いろいろな観光戦略があると思います。その今後の観光戦略にする素材にしていきたいということで、まずは埋もれた資源とかを掘り起こして、先ほどもラジオの放送会社のほうに発信するというのは、あくまでも副次的な効果としてラジオを使って発信していくということなので、まずはこの事業の狙いは地域資源の掘り起こしということでやらせていただきます。以上です。

○松村委員

わかりました。掘り起こしという中に当然多賀城の魅力の一つ、価値の一つというのは多賀城跡ということは、もう言うまでもないと思います。そういう意味で、私ちょっとイメージ的に、それ以外のものを掘り起こすというふうなイメージで受けたんですけども、そうじゃないというような説明に思いましたけれども、何を言いたいかということ、結構多賀城跡の魅力とか価値というのは、国民の財産でありながら意外と知られていないことを私は感じます。そういった意味で、まずこの多賀城跡の魅力から発信していくというか、皆さんに知ってもらおうということが一番かなと思います。そういう意味で、それ以外の埋もれている、私たちは当たり前と思っていますけれども、それ以外の隠れた素材の発信ももちろん大事ですけども、まず第一に多賀城の本当の魅力、価値であるものからしっかり発信していただいて、多賀城の PR に努めていただきたいと思いますけれども、そのような方向でやると捉えてよろしいですか。

○鈴木商工観光課長

我々積極的に情報発信なり観光資源の埋もれたものを活用しながら戦略していきたいと思っております。

○柳原委員

73 ページの保育所運営費についてお伺いします。南宮地域に保育所ができるということで、今まで南宮・山王地域に保育所がなかったところが解消されるということで大変うれしく思います。そこでなんですけれども、南宮地域に保育所が開所された場合、待機児童の解消の見通しというのはどのようになるかと考えてでしょうか。

○但木こども福祉課長

11 月 1 日現在の待機児童数が 118 名ございまして、そのうちの半数が西部地区、新田から城南地区までの待機児童数でございます。そういった状況を考えますと、例年 10 月時点での待機児童数が 100 名から 110 名前後で推移してきているという状況を踏まえまして、南宮の保育園のほうではゼロ歳から 2 歳児までの定員枠は 10 名ずつということで 30 名を枠としては予定しておりますので、その数に近い待機児童数は解消されるものと考えております。

○柳原委員

来年度の保育所の入所申し込みが先日締め切られたと思うんですが、来年度の入所申し込みの状況というのがもしわかりましたら、教えてください。

○但木こども福祉課長

11 月に入所申し込みを受け付けいたしまして、現時点では継続入所希望が 665 件、それから新規申し込みが 238 件ということで、現状としては 903 件の申し込みがあるという状況になってございます。

○柳原委員

例年と比べてこの数というのはふえているんでしょうか。それと、もしどういう地域がこと

しは入所が多いとか、そういうのももしわかったら、教えてください。

○但木こども福祉課長

昨年と比べた件数としては、例年どおりかなという思いでございます。あと、詳細はちょっと、保育所ごとの入所状況までは資料としては持ち合わせておりませんので、申しわけございません。

○深谷委員長

学校教育課長、先ほどの戸津川委員の資料の、よろしいですか。

○麻生川学校教育課長

大変申しわけありませんでした。昨年度と今年度の比較なんですけれども、昨年度と今年度ちょっと時期が違うんですけれども、昨年度の上半期の途中認定者数は40名でした。今年度は51名という形になっております。ただ、当初予算の途中認定者の見込みにつきましては、震災後大分たってきていることから、その部分が減るのではないかということで、見込みを昨年よりも途中認定者の数を少し減らして当初予算を立てていたことから、見込みから比べると大分上回っているというような状況になっているということでございます。よろしいでしょうか。

○戸津川委員

わかりました。去年に比べても10名くらいが途中認定がふえているということで、どういう関係でそういうふうになっているかは、詳細は分析しないとわからないと思うんですが、こういうことが子供たちにすごく影響があるという意味では、スクールソーシャルワーカーの仕事の重要性もますます増してくるのではないかと思います。時間をふやしていただいたりして学校現場ではすごく助かっているわけですが、来年度もそのことが踏襲されるのかどうか大変懸念する声も聞いております。来年度、現在のスクールソーシャルワーカーの勤務の時間帯が保証できるのかどうか、今わかっていたら教えていただきたいんですが。

○麻生川学校教育課長

スクールソーシャルワーカーの活動につきましては、少なくとも今年度と同等またはそれ

以上の活動ができるような形で今県との交渉を始めるところでございます。

なお、この理由につきましては、先ほどちょっとお話をしたんですけども、母子家庭、父子家庭がふえている状態、それから経済的な理由の部分もあるんですけども、そのような形での離婚の受理件数というものが特に小学校の御家庭の中ではふえている現状があるということでございます。

○戸津川委員

先生方の対応は本当に大変で、日々そういうことで苦労されているんですけども、自分たちの手の及ばないところをスクールソーシャルワーカーが本当に適時、本当にほどよくあなばいしてくれるということで熱望している声が多いですので、今聞いて安心しましたけれども、早速お伝えしたいと思います。

○雨森委員

1点だけ参考までにお尋ねします。71ページです。社会福祉課の中で民生児童委員の件ですけども、私、今までよくわからなかったんですが、勤続といいますか、委託するわけなんです、お願いするわけなんですけれども、継続してお1人が平均どれぐらいの年数をやっておられるのか、わかればお聞きしたいんですけども。例えば、中には20年、30年やっている方もいるんだと。表彰された方もあるようですけども。わからなければいいんですけども、ちょっとお尋ねします。

○片山保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

済みません、具体的な数字は持っておりませんが、20年以上お務めになっていらっしゃる方もいらっしゃいます。

○雨森委員

どの職についても、いろいろと言う方もあるんですけども、「えっ、あの人が」というようなね。そういう声もあるんです。一生懸命なさっているんですけどもなかなか目立たないという方もありまして。その方が「もういいよ」と言われるまでずっとそのまま続けていくということで、あるときに初めてわかったという地域の方々もあるようであります。それは、お願いする問題がなかったから窓口というものはわからなかったのかもわからないですけども。市のほうはどうか、ずっとその御本人が継続されれば、もう50、60、70で

もずっとやっていただくというお考えをお持ちなんですか。あるいは、10年なら10年区切って、そしてまた新しい風を入れながら活性化を図っていきたいということをお考えなのか、それをお聞きしておきます。

○片山保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

民生委員の推薦に当たりましては、まずは先ほどお話にありましたように、地域の方々からの推薦、区長を初めとして相談して、その方々から推薦していただいた方をそのまま市のほうでお願いしますというのではなくて、今度は市の中で民生委員の推薦会というのがございます。その推薦会の中で、お一人お一人の履歴だとか今の状況というのを一つ一つ資料を出して、そしてこの方が適切かどうかという審査をしていただいて、それで決めるのではなくて、またそれを今度は県のほうに出します。県のほうにも同じように審査会があって、その中でいろいろと審査をしていただいた上で決定しているということですので、雨森委員がおっしゃる「えっ」というのはどういう意味なのかちょっとわからないですけども、先ほどお答えしたとおり、いろいろな捉え方の人がいると思いますので、そういう意味では、佐藤恵子委員にお答えしたように、お一人お一人の資質向上のために我々も努力していきたいと考えております。

○雨森委員

例えば名誉職的な感覚でというようなことも言われることもあるんですけども、いずれにしても、いろいろとお世話をいただいて頑張っていたいただいているわけですから、その方がいいとか悪いじゃなしにですね。私も勉強不足のときには、市長が「あの人に頼む」「これはこれだ」と振っていくようなね。これは勉強不足の話だから、どうかかわらないですけども、何十年前の話ですよ。そういう感覚で、案外、知り合いの人たちに振っていくんだという声も聞いたことがあります。それは私の勉強不足かわかりませんが、一応この際とお尋ねしました。どれぐらい勤続していらっしゃるか。勤続というよりもね。一度また数字がわかればお尋ねしますので、担当部署にお邪魔します。よろしく申し上げます。以上です。

○藤原委員

市長部局と教育委員会の併任人事の発令について、12月2日特別委員会でも話題にしたんですけども、何しろ遅くなったものですから12月議会でやりますというふうに宣言をいたしました。委員長にもう許可をいただいていますので、若干質問させていただきたいと思っております。

最初に、併任人事の発令によって、人件費は何か変動があるのか。手当は両方もらえるとか、何かそういうふうな人件費上の変動はあるのかということなんですが、いかがですか。

○竹谷総務部次長(兼)総務課長

今回 12 月 1 日付で市長部局の職員 2 名が教育委員会の併任になりました。今回の 2 名に関しましては管理職手当の支給を受けている職員ですので、仮に教育委員会の併任分の勤務が時間外に及んだとしても、時間外勤務手当の支給があったりだとか、そのほか今回併任に係る職員手当等の新たな支給ということは発生いたしません。以上です。

○藤原委員

併任人事の発令というのは、そもそもどなたが発令したんですか。教育委員長なのか市長なのか。議員のポストに人事の発令のペーパーが入っていたんですけども、あれを見てみると、どなたが発令したのかよくわからないんです。併任人事というのはどなたが発令したのか。

○大森副教育長(兼)教育総務課長

市長部局の職員を教育委員会の職員に併任したということで、教育委員会名で発令をしております。

○藤原委員

教育委員会の発令だということですね。それで、2 日のときには、違法かどうかというところに議論がいつてしまって、市長は例えば教育長と兼ねられない、副市長はいいんだというお話だったんですけども、その後、そうじゃなかったというお話だったんですけども、どうですか。

○竹谷総務部次長(兼)総務課長

12 月 2 日の休憩時間の中に法律をひもといて、すぐ 2 階から上がってまいったんですけども、12 月 2 日の東日本の特別委員会終了後にまた自席に戻って改めて地方自治法を確認いたしましたところ、副市長においては、2 日には併任は差し支えないんだというお話を申し上げたところだったんですが、その後、地方自治法をよく確認したところ、副市長に

においては市長の兼職禁止規定が準用されるという法律の規定になっておりましたので、申しわけございませんでした。この場をおかりしまして訂正させていただきたいんですけども、その根拠は地方自治法第 166 条に副市長の兼職禁止規定がございます。この兼職禁止規定は同法第 141 条の地方自治体の長の兼職禁止規定が準用されるということになってございましたので、副市長においても教育長の職を兼ねることができないという解釈が正しいことでございますので、訂正をさせていただきたいと思えます。

○藤原委員

結局、市長、副市長を除けば、併任は違法ではないんだということですね、結論として。

○竹谷総務部次長(兼)総務課長

この際、いろいろほかの職員についても確認をいたしました。例えば教育長の兼職禁止については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律というのがございますけれども、こちらでもやはり兼職が禁止されております。例えば地方公共団体の長になれないだとかですね。市長が教育長になれないのと逆のような法律の規定がございます。それから、同じ特別職で水道事業管理者につきましても、こちらは地方公営企業法において兼職の禁止がございます。以上です。

○藤原委員

だから、それ以外の、市長や副市長あるいは教育長から下については、下という表現がいいかどうかかわからないけれども、そういう役職の皆さんから一般職員の皆さんについては違法ではないんだということですね。

問題は、適切かどうかということなんです。望ましいことなのかどうか。一般的には、市長部局と教育委員会の併任というのは、やられないんじゃないですか。例えば、総務部長が議会の事務局長を兼ねるといってもないですね。それは権能が全然違うから。前に伊藤局長が監査の局長だったかな、やったことがあるけれども、そのとき私は全然違和感を感じませんでした。それは、どちらも市長部局をチェックといいますか、そういう立場なので、違和感はなかったです。だけれども、市長部局と教育委員会の併任というのは、私は一般的にはやられないと。それは、望ましいことじゃないからだと思うんです。その辺についての見解はいかがですか。

○内海総務部長

一般的には併任発令そのものが、1人の職員が2つの部局の業務を兼ねるということですので、そんなに頻繁になされる発令ではないのかなというふうに理解しております。

○藤原委員

併任自体はそうです。私も併任と初めて聞いたから、そんなのがあったんだと。だから併任じゃないんだけど、今私言っているのは、市長部局と教育委員会の併任というのがどうなのかという問題です。教育委員会の自立の問題として。だから、一般的にやられないということは、好ましいことじゃないからやられないんでしょう。私は、初代の教育長を伊藤喜一郎助役がやっていたというのは知っています。ただ、それはずっと昔の話で、多賀城市の職員もうんと少なく、そういう時代だったのかなと思う。だけれども、権能が違うんだから、市長部局と教育委員会は、その併任発令というのは私は好ましいことではないと思います。中央教育審議会の教育制度分科会でいろいろな議論をしているのは知っています。それはだけれども文部科学省の答申の話だから、別段全然制度化されていなくて、多くの反対の声がある中で教育委員会を首長の諮問機関にするという、そういう方向で動いていますが、これはあくまでも諮問の段階の話で、現状の制度の中では、私は好ましいことではないなど。発令が教育委員会だということで、教育委員会の責任者の方にお尋ねしたいんですけども。

○菊地教育長

教育委員会の自立とか独立とかという観点に立てば、これは望ましいことなのかという話があるわけでありますが、そもそも教育委員会が抱える生涯学習というのは、まちづくりとか人の生き方とか、そういうふうなものに非常に密接なかわりがあるということであり、今般進めているまちづくりということ、その中に図書館ということもかかっているわけですが、市長部局が進めることをどこまでもそのとおりやるということではありません。ただ、生涯学習の抱えるまちづくり等々とかかわりの中で、それぞれ責任を持って進めるわけですが、そういう点ですき間といいますか、その辺の話がなかなか見えないところがあったりということがあるものですから、教育委員会と相談をしまして、それが発令という形になったということです。当然、自立とか独立ということは守るべき大事なことだとは考えております。

○藤原委員

今回、現局面の特殊事情はともかく、一般論としては、普通やられることではないし、望ま

しいことではないと、一般論としては、そういう認識でいるというふうに理解してよろしいんですか。

○菊地教育長

これもいつだりかったり、どこでも、のべつまくなしということは、あり得ないと思います。ただ、生涯学習を仲立ちとして進めることの大きさということを考えると、その辺のすき間といいますか連絡調整といいますか、当然それぞれに立場として守るべきものは守ってそういうふうなものを進めていくということでございますので、そのことによって教育委員会の自立性、独立性というものがそぐわない形になるということでございますので、ぜひ御了解賜りたいと思います。

○藤原委員

一般論としては、やられないし好ましいことではないということは、お認めになるんですか。

○菊地教育長

先ほど「のべつまくなし」と言ったのは、そういうことでございます。

○藤原委員

それは当然ですね。当然そうなんです。なぜかという、教育委員会の自立性を人事面から幾らでも市長部局が崩すことができることを認めることになっちゃうんです、こういうのを認めていたら。だから、一般論としては好ましいことではないということをお認めになったので次に進むんですけども、だとすれば、やり方は2通りあったんです。1つは、あらかじめ教育委員会の体制を強化してもらうことです。もう一つは、今の社会教育法の中でも社会教育について教育委員会のほうが荷が重いと考えるのであれば、社会教育の分野については、条例をつくれれば市長部局に移すということも今の状況でできるわけでしょう。なぜそういう方法をとらなかったんですか。私はやっぱり禁止手だと思います。教育委員会の自立性ということ考えた場合に、市長部局と教育委員会の併任人事を出すというのは禁止手だと思います。なぜ、あらかじめ教育委員会の体制を強化してもらう、あるいはこれはもう手に負えないと思ったら市長部局のほうに移すとか、何でそういうことをやらないで禁止手を使うのか。そこが私はよく理解できないんです。そういう条例が出されたら賛成するかどうかはまた別ですよ。だけれども、そういう道が合法的に用意されているわけです、メニューとして。何でそういうことをやらないで、こういう禁止手を使うのか。いかがです

か。

○菊地教育長

禁じ手というよりも望ましいかどうかという、先ほどのお話のとおり、これはいつだりかっ
たりということではやるものではないということもさっき述べたとおりです。なお、生涯学習
については、市長部局にどうのこうのと、文化・スポーツについては市長部局に委ねてもい
いですよという法的なかかわり方がありましたが、生涯学習を今いろいろな町の進める自
治体があるにしても、そういう考えは今教育委員会にはありませんので、その点については
委ねたほうがいいのではないかという言い方には当たらないと思っております。人を補強
するというふうな、確かにやる容量からすると、仕事の量といいますか、進めることの重大
性といいますか、そういう点では非常に重い荷物を背負っているわけですが、そうでなくて、
その辺の連携を。ですから、併任された 2 人がいつも教育委員会に来て前面に立って何か
事を進めるということではなくて、いろいろな進める上での障害が出てくれば、こちらのほ
うにも進める上での話し合いに入ってもらおうということになりますので。そんなところで
よろしくをお願いします。

○藤原委員

副市長は 2 日に何と言っていたかということ、議会できちんとした答弁をするためにそうい
う人事を発令したと。実際は市長がしたのか教育委員会がしたのかということと教育委員会が
やったらいいんだけど。私は、議会答弁をきちんとするためにそういう原則をねじ曲げ
ていいような問題ではないと思いますよ、これは。それから、教育委員会も、余りにも御都
合主義というか行き当たりばったりというか。一般論としてはそうだけでも、そういうこ
とをやるわけだ。だけれども、ほかにやろうと思ったらやれることは幾らでもあったわけ
でしょう。何でこういう説明がつかないことをやるんですかね、皆さんは。最近なんか多くな
ってきたような気がするんだけど。答弁のためにそういうふうにしたというのは、おか
しくないですか、副市長。

○鈴木副市長

まず、市長部局の職員とほかの行政機関の職員の併任でございますけれども、現実的にはよく
あることでございます。よく議員の皆さんも御承知なのは、選挙のある都度、市長部局の
職員が選挙管理委員会にあわせて任命されたり、それから内部だけでなく、県の職員と市
の職員が併任になったりということは、よくございます。あと、教育委員会との関係では、
過去には国体の開催のときにあったような、ちょっと記憶が定かでないけれども、

そういうこともあったような気もいたします。それから、教育委員会が設置した諮問機関に市の職員が任命される、逆に市長部局で設置した諮問機関に教育委員会の職員が任命される、そういうことはよくあることですので、そのことをもって禁じ手であるとかまれなケースとは言いがたいと思います。

それから、今の議論を伺っておりまして、例えば市の職員が教育委員会に併任で発令されたとしても、これは教育委員会とか教育長を上にとって駆逐する、そういう立場ではございません。あくまでも教育長の部下としてそこで仕事をするという立場になりますので、市長部局の職員があわせて併任されたからといって、権限的に教育委員会の権限を侵すものだというふうにはつながらないだろうと考えております。

○藤原委員

教育長の見解と随分違いますね、副市長の見解は。そうすると、一応教育長は一般的には好ましいことではないんだと。それはよく自覚をしていると。だけれども、今の特殊なケースの中でそういう人事を発令させてもらったんだと言っています、教育長は。副市長は、よくあることだと。何もまずいことはない。そういう立場だね。そうすると、教育長と副市長の考え方は違って、やっぱり私が言ったことが心配になってくるということになるんですよ、市長部局サイドがそういう見解を言うということは、やはりいろいろな問題が起きてくるということになってくるんです、結局。

選挙管理委員会というのは、選挙だけに限定された仕事なんです。選挙管理委員会と教育の仕事の範囲と分量は違うでしょう。私は選挙管理委員会と教育委員会を同列にする感覚がわからない。

大体、副市長と教育長が言っていることが随分違うということ自体が大変な問題だと私は思います。市長部局サイドで何の問題もないという認識を持っていることが問題だと思う、私は。いいんですか、訂正しないで。訂正するんだっただけでお願いします。

○鈴木副市長

私がお答えしたのは、公務員の制度上の一般論としてお答えしております。ですから、あわせて任命をする、併任の辞令自体は、地方公務員法上、法令的には何の問題のないことですので。ただ、教育長が先ほど言われた、「これはできれば……」というのは、そういう応援ももらわずに教育委員会の中で処理ができれば一番いいだろうという趣旨のお話だと思いますので、そのことをもって、先ほども言いましたけれども、禁じ手であるとか、だめ

なことをやっているとか、そういうことには当たらないと思っております。

○藤原委員

違法かどうかということについては、2日の時点で議論は終わっているんです。だから、市長と副市長は違法、それよりも下の皆さんについては違法とは言えない。違法とは言えないんだけど望ましいのかという議論をやっているんです、今。それについて教育長は望ましいことではないと、一般論としてはね、言っているんです。それを副市長は、また違法かどうかの次元に戻して議論するわけ。だから、ちょっとそれは居直りだと思いますよ、私は。望ましいかどうかという議論を今やっているんだから。

それで、いずれにしても市長部局は余り問題意識を持っていないということはわかりました。教育委員会としては、一般論としては好ましいことではないけれども、やむを得ず特殊事情でやったという話でした。私の見解についてはどうかというのは2日も言いましたしきょうも言いましたのでこれ以上言いませんけれども、一体いつまでこの併任人事をやるのか、どういう仕事をやるのか、私は重大な関心を持っていますので、そういうことを申し添えまして、私はやるべき人事ではなかったということを改めて指摘をして質疑を終わりたいと思います。

○竹谷委員

確認です。簡単に。73ページの西部地区に新しい保育所をつくるということ、これについては一時預かりを導入した保育所にするのかどうか。

○但木こども福祉課長

今運営しております法人のほうでは、浮島保育所で一時預かりは実施しておりますが、今の事業計画の中では、そこまでの話は出ていないという状況です。

○竹谷委員

補助金を出していくわけですから、一時預かりというのも大変重要な保育所の仕組みじゃないかと思っておりますので、これから交渉していくのであれば、できるだけそういう制度を導入したほうがよろしいのではないかと思いますので、意見だけは申し上げておきたいと思っております。

次に、観光の問題、いいでしょう、聞いたから。大分意見交換しておりましたから、私の意見もありますけれども、いいでしょう、課長が一生懸命生かそうとって頑張るような姿勢がありますので、それは了としておきましょう。

85 ページ、文化センターの改修事業。しゃあしゃあと、やりますよと。大規模改修をやるというのは相当な費用がかかるわけです。その財源の裏づけ等はどのように研究されているのでしょうか。

○武者生涯学習課長

基本的には、その辺は財政担当ともお話ししながら進めておりますが、今後 3 年ないし 4 年で工事を完結したいという私たちの思いはあるんですが、ボリュームとか財源によって、どこまで緊急性を優先しながら改修をしていくかということは、今後財政とのお話し合いの中で決めますけれども、相当数のボリュームで改修が必要ではないかと考えております。

○竹谷委員

少なくとも大規模改修の基本計画策定の業務委託を発注しようというのであれば、この程度の大規模改修にはこういう財政の裏づけの中でやっていくんだという戦略が私は必要ではないかと思うんです。これだけの金、1,700 万円をかけて設計委託をして、出てきたけれども金がないからやれないんだというのであれば、この 1,700 万円はどぶの中に捨てます。ですから、こういう大きなものをやるときは、小学校、中学校、学校の場合は耐震を使ってやろうと、ある程度起債も設けられる、補助金もあるという中で進めてきましたね。文化センターも、そういう国の財政の活用というものも含めて、こういう制度があるので、これを活用していこうという思いがなければいけないはずですけども、それをなしに現場で勝手にやっているということは考えられないんですけども。その辺はいかがでしょうか。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

文化センターの改修に関して、確かに委員おっしゃるとおり、莫大な金額がかかるということは承知しております。それに対する対応の方法としてなんですが、改修する内容というものをまず把握するということが非常に必要なことになってきます。物によっては補助金が使えものもあるでしょうし、あるいは起債、市債ですね、市債が活用できるものもあろうかと思えます。そういったものもいろいろと、実際どれくらいの規模の改修が必要になってくるのか、どういった器具の入れかえが必要なのか、そういったことをきちんと把握した上

で検討が必要かと思うんですが、今のところ考えておりますのは、まず工事関係、特に適債性のある事業に関しては、起債を充てていくということを基本的に考えております。そのほかの起債が充てられない部分に関しては、教育施設及び文化施設管理基金の積立金がございまして、こちらのほうもあわせて財源として考えていきたいと思っています。さらに、今後、国の制度なんかでもスポット的に何か活用できる補助制度などがあれば、そちらのほうも積極的に活用するというを考えていきたいと思っています。

○竹谷委員

わかりました。業務委託をして、その内容を見て、補助金の使えるものは補助金を使う、使えないものについては起債が使えれば起債を使う。それで、なおさら一般財源でやらなければいけないということになれば、基金を活用していくんだというお話を聞きました。ひとつ、今回の議案の18日に、中期財政のビジョンもあるわけですから、そういう点も含めて、どういう見通しかきちっと説明をしていただくようお願いしておきたいと思います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○深谷委員長

以上で歳出の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○深谷委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第93号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○深谷委員長

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで、休憩といたします。再開は 2 時 50 分。

午後 2 時 35 分 休憩

午後 2 時 50 分 開議

○深谷委員長

それではおそろいですので、再開いたします。

● 議案第 94 号 平成 25 年度多賀城市災害公営住宅整備事業特別会計補正予算（第 2 号）

○深谷委員長

次に、議案第 94 号 平成 25 年度多賀城市災害公営住宅整備事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

● 歳入歳出説明

○深谷委員長

関係課長等から説明を求めます。

○熊谷復興建設課長

それでは、歳出から御説明いたしますので、資料 1 の 100 ページ、101 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目災害公営住宅事業費で 8 億 2,788 万 3,000 円の減額補正でございます。説明欄 1、鶴ヶ谷地区災害公営住宅整備事業の公有財産購入費で 8 億 2,766 万 3,000 円の減額補正でございます。これは、昨日御説明いたしました、公有財産費に伴う減額の補正でございます。また、需用費の 22 万円につきましても、財産の取得に伴う減額補正でございます。

次に、92 ページをお願いいたします。

第 2 表債務負担行為補正について御説明いたします。表の 1 つ目、鶴ヶ谷地区につきましては、期間を平成 27 年度までとし、限度額を 83 億円に設定するものでございます。住宅建設戸数につきましては、274 戸を予定してございます。次に、新田地区につきましても同様に、期間を平成 27 年度までとし、限度額を 18 億円に設定するものでございます。建設戸数については、48 戸を予定してございます。これにつきましては、いずれも現時点における概算建築費により計上させていただいております。また、住宅建設につきましては、両地区とも都市再生機構に建設を要請し、完成後に設計費用、建設費用を一括して買い取るための費用になってございます。

以上で歳出についての説明を終わります。

続きまして、歳入について御説明申し上げますので、98 ページ、99 ページをお願いしたいと思います。

1 款 1 項 1 目一般会計繰入金で 2 万 3,000 円の増額補正でございます。これは、歳出で御説明いたしました災害公営住宅事業の減額補正に伴うものですが、起債借り入れの関係から端数が生じたものでございます。

2 項 1 目東日本大震災復興交付金事業基金繰入金で 7 億 2,420 万 6,000 円の減額補正でございます。

3 款 1 項 1 目土木債で 1 億 370 万円の減額補正でございます。

次に、93 ページをお願いいたします。

第 3 表地方債補正で、補正前は起債の限度額を 2 億 9,880 万円としておりましたが、補正後は限度額を 1 億 9,510 万円とするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還

の方法につきましては、補正前と同じでございます。

以上で災害公営住宅整備事業特別会計の補正予算の説明を終わります。

● 歳入歳出一括質疑

○深谷委員長

以上で説明を終わります。

これより、歳入歳出一括質疑に入ります。藤原委員。

○藤原委員

復興事業の分量が非常に多くて消化し切れないとかのみ込み切れないという面があるんですけども、92号で財産の取得が議案になっていまして、8億5,200万円で取得したという議案がありましたね。つまり、予算上、16億8,000万円計上していて、その半分で済んだんですよという意味ですね、これは。101ページは。そういうことでいいんですか。

○熊谷復興建設課長

そうです。そのとおりでございます。16億8,000万円計上していたんですが、今回、土地の値段が安かったということで大幅に減額しているというものでございます。

○藤原委員

安くなったというのはうれしいことなただけけれども、こんなに差が出るというのは普通では信じられないような気がするんですが。何でこんなに差が出ちゃったのか説明してほしいんですけども。

○熊谷復興建設課長

復興交付金の関係上、予算を最大限にまずとっていたというのがまず一つの原因なんですけど、実は予算説明のときにも説明したんですが、相続税の路線価、つまり国税庁の路線価を参考に単価を5万6,000円、そして3万平方メートルを計上して16億8,000万円とい

うことにしていました。ただ、不動産鑑定をとった結果なんですが、実はこのグラウンドについては開発行為の以前の土地の素地単価だろうということで、土地の値段は3万8,000円になるだろうということで鑑定をいただきました。さらに、東北学院のグラウンドについては、多賀城では一般的に行われていないような広大な開発の土地であるということで、広大地補正ということで、さらにマイナス10%を適用するべきだという御意見をいただきました。さらに、昨日、位置図で御説明したと思うんですが、地形がL型になっている関係で不整形地としてさらに数%減額するべきだという御意見をいただきまして、平米当たりの単価が2万9,300円になったということでございます。

○藤原委員

それから、これ全額交付金事業から出ているんでしたね。交付金は、土地は土地として来ているということではないですね。土地と建物一体としてばふっと交付金は来ている。だから、当初の見込みより8億円ほど少なくなったから、全体としてもそのぐらい少なくなるんだろうとは思いますが、土地と建物全体として終わった段階で国との間でやりとりが生じてくるというふうに理解していいのかということなんですが。

○熊谷復興建設課長

藤原委員の考えのとおりでございます。

済みません、詳しく説明いたします。今、復興庁のほうでは、戸当たり3,000万円を上限に、掛ける戸数ということで上限が決まっている部分がございますので、オーバーする部分については……。済みません、もう一回説明いたします。

まず、戸当たりの単価が1戸当たり3,000万円、掛ける住宅戸数というのが今の復興庁の上限でございます。ただし、物価の上昇と消費税等については、今後協議をしていくということになっています。鶴ヶ谷を一例に御説明いたしますと、建物で約83億円、土地が8億5,000万円を合計しますと約8億から9億ぐらいオーバーするという部分がありますが、これにつきましては今後入札が行われますので若干減額になりますし、我々も設計を精査いたしますので、多少は減額になると思います。

ただ、オーバー分につきましては、まず起債を充当するというところで話がある部分と、まず復興交付金の中で事業費の8分の7は復興交付金、8分の1は起債を充当するというところで今整理をされているという状況でございます。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○深谷委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○深谷委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 94 号を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○深谷委員長

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

● 議案第 95 号 平成 25 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）

○深谷委員長

次に、議案第 95 号 平成 25 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）を議題といたします。

● 歳入歳出説明

○深谷委員長

関係課長等から説明を求めます。

○鈴木建設部次長（下水道担当）（兼）下水道課長

それでは、平成 25 年度下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）について説明をさせていただきます。

まず、歳出から説明をさせていただきます。資料 1 の 116、117 ページをお開き願います。

人件費は説明をさせていただいておりますので、省略させていただきます。

1 款 2 項 1 目雨水管理費で 37 万 3,000 円の増額補正でございます。説明欄、下水道課分、1、仙台市雨水排水施設維持管理負担金 40 万 6,000 円でございます。これは 25 年度決算見込み額確定によるものでございます。

1 款 3 項 2 目汚水管理費で 1,675 万 2,000 円の増額補正でございます。

次のページをお願いいたします。

説明欄、下水道課分、1、汚水施設管理庶務事務で 1,632 万 4,000 円でございます。これは、本年度消費税の納税額確定に伴う及び中間納付額確定に伴うものでございます。消費税が増額となりました要因は、復旧・復興事業の大半が繰り越しになったことによるものでございます。

2 款 1 項 1 目公共下水道建設費で 2,241 万 5,000 円の増額補正でございます。

説明欄 1、浸水対策下水道整備事業、単独で 2,241 万 5,000 円でございます。主なものは、15 節旭ヶ丘雨水幹線仮設水路撤去工事 1,650 万円でございます。これは JR 仙石線連続立体交差事業の施行に伴い、平成 18 年度において仮設されておりました旭ヶ丘雨水幹線につきまして撤去をするものでございます。なお、撤去費用につきましては、宮城県から補償金として支払われることで協議が調っております。

22 節物件移転補償費で 500 万円でございます。これにつきましては、ガス管の移設補償金でございます。

説明欄 2、仙台市雨水排水施設建設事業負担金につきましては、今年度事業費の確定によるものでございます。

2 目流域下水道建設費で 12 万 4,000 円の減額補正でございます。これは今年度事業の確定に伴うものでございます。

次のページをお願いいたします。

3 款 1 項 1 目公債費で 2,693 万 9,000 円の減額補正でございます。

説明欄 1、雨水事業元金償還事業で 409 万 1,000 円の増額でございます。これは、本年 6 月の定例会で補正をさせていただきました特定市債地方公共団体繰上償還借換債の元金償還額に変更が生じたことによる増額でございます。また、資本費平準化債の発行額確定により、あわせて財源の組み替えを行うものでございます。

説明欄 2、雨水事業利子支払事業で 657 万 5,000 円の減額でございます。これは、特定被災地方公共団体借上償還借換債の活用に伴い、年利率の低減によるものでございます。

説明欄 3、汚水事業元金償還事業で 1,072 万 6,000 円の減額でございます。23 節汚水事業分 1,083 万 9,000 円の減額、流域下水道事業分 11 万 3,000 円の増額でございます。これも特定被災地方公共団体借上償還借換債の元金償還額変更に伴う増額でございます。また、同じく資本費平準化債の発行額確定により、あわせて財源の組み替えを行うものでございます。

説明欄 4、雨水事業利子支払事業で 1,372 万 9,000 円の減額でございます。23 節汚水事業分 1,340 万 1,000 円、流域下水道事業分 32 万 8,000 円の減額でございます。これも特定被災地方公共団体借上償還借換債の活用に伴う年利率の低減によるものでございます。

ここで、特定被災地方公共団体の概要についてちょっと触れさせていただきます。借りかえの対象になっているものにつきましては、旧公営企業金融公庫資金が対象となります。また、特定被災地に指定されている沿岸 3 県、岩手、福島、宮城でございます、その中で借りかえ前の利率が 4.4%から 6.7%でございました。それで残債が 1 年以上のものが対象とな

ります。それを借りかえにより、今回 0.2 から 0.5 に低減されるという制度で、高利率のものを低利率に借りかえをしたということでございます。それで、25 年度の支払いの利率、幾らトータルで低減になったかといいますと、2,550 万円低減になってございます。また、実際は平成 34 年まで借り入れをしておいた関係上、今回の借りかえによります総トータルでございますが、約 1 億 8,000 万円の軽減が今回の借りかえによって生まれたということでございます。

次に、4 款 1 項 1 目公共下水道施設災害復旧費で 5,000 万円の増額補正でございます。説明欄 1、公共下水道汚水施設災害復旧事業 15 節汚水施設災害復旧工事 5,000 万円の増額でございます。これは、現在平成 23 年度より災害復旧工事を市内各所で行っておりまして、たび重なる余震等で被害の拡大箇所がございました。その復旧工事でございます。場所は丸山地内ほか 4 カ所でございます、延長は 1,800 メートルでございます。

次に、恐れ入ります、106 ページをお開き願います。

第 2 表債務負担行為補正でございます。これは、高橋雨水幹線の JR 仙石線横断整備部に伴う軌道内の鉄道信号及びケーブルの移設工事に係る債務負担行為の追加をするものでございます。JR と協議により債務負担を設定させていただくものでございます。期限は平成 26 年度、限度額は 1,000 万円でございます。

歳出につきましては、以上でございます。

次に、歳入について御説明をさせていただきます。

112、113 ページをお願いいたします。

5 款 1 項 1 目一般会計繰入金で 2,720 万円の増額補正でございます。これは、ただいま歳出の補正で御説明をさせていただきました各事業の一般会計繰入金でございます。

7 款 2 項 1 目雑入で 1,732 万 4,000 円の増額補正でございます。

説明欄 1、消費税等還付金で 1,000 円の減額でございます。これは平成 25 年度納税額の確定に伴い、本年度還付金が生じないこととなったことによる科目設定の減額でございます。

説明欄 2、雨水施設移転補償金で 1,732 万 5,000 円の増額でございます。これは、先ほ

ど歳出で御説明いたしました JR 仙石線連続立体交差に伴い施行された旭ヶ丘雨水幹線仮設水路の撤去工事の補償金でございます。なお、内訳といたしましては、本工事分が 1,650 万円、それに伴う事務費が 5%、82 万 5,000 円でございます。

8 款 1 項 1 目下水道事業債 1,160 万円の増額補正でございます。1 節公共下水道事業債で 110 万円の増額でございます。これは単独事業債として借り入れる仙台市雨水排水施設建設負担金の確定に伴う増額でございます。2 節流域下水道事業債で 60 万円の増額でございます。これは宮城県仙塩流域下水道施設建設負担金で、本年度事業費の確定に伴うものでございます。

次のページをお願いいたします。

3 節資本費平準化債で 1,790 万円の増額でございます。これは平成 24 年度借り入れ額確定に伴うものでございます。

4 節下水道事業債で 60 万円の減額でございます。これは本年度地方交付税額の確定に伴うものでございます。

5 節震災減収対策企業債で 740 万円の減額でございます。これは、汚水事業の各補正に伴う減額でございます。

恐れ入ります、107 ページをお願いいたします。

第 3 表地方債補正でございます。先ほど歳入予算補正で御説明を申し上げました下水道事業債 1,160 万円の増額補正により、補正後の下水道事業全体における地方債借り入れ限度額の合計額は 25 億 770 万円となるものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同様でございます。

最後に、資料 2、68 ページに下水道事業の元利償還金の内訳と財源の内訳を添付させていただいておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で、議案第 95 号 平成 25 年度下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）の説明を終わらせていただきます。

● 歳入歳出一括質疑

○深谷委員長

以上で説明を終わります。

これより歳入歳出一括質疑に入ります。

○藤原委員

資料の 2 の 68 ページなのですが、真ん中に特定被災地方公共団体借換債というのが載っています。当初予算計上はゼロだったと。第 5 号補正後予算時ということで 10 億 2,470 万円が計上されています。だけれども、これは今回の計上じゃないですね。第何次補正でしたかね、これは。そして、この起債については補正がなかったというんですね。資料の 1 の 107 ページにこれが出ていないということは、今回はこれの補正はなかったということなんですね。そう理解していいんですね。

○鈴木建設部次長（下水道担当）（兼）下水道課長

先ほど御説明をさせていただきましたように、一番最初に、6 月の補正でこの制度が出たということで、そのときに補正予算を計上させていただきました。68 ページについては、一番最初の上の表は当初の予算時ということなので、当初予算時では特定被災地方公共団体借換債はそのときはなかったということでございます。その後通知が来まして、実際には借りかえができるという制度ができたということでございます。そしてまた、実際には今回の借りかえにつきましては今年度のみということで通知が参っているところでございます。

○藤原委員

だから、今回は特定被災地方公共団体借換債については補正はなかった、それからこの制度は今年度のみで来年度はないという意味ですね、今の説明は。

○鈴木建設部次長（下水道担当）（兼）下水道課長

そのとおりでございます。今年度のみでございます。しかしながら、実際に今回全て高金利のものにつきましては借りかえをさせていただいたので、来年度以降、別にこの枠だけのものについては、なくても実際には何か金利が高いものが残っているかということ、別な資金の部分はございますが、今回で全て 1 年以上の残債があるものについては借りかえをさせていただいたということでございます。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○深谷委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○深谷委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 95 号を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○深谷委員長

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

● 議案第 96 号 平成 25 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 4 号）

○深谷委員長

次に、議案第 96 号 平成 25 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

● 歳入歳出説明

○深谷委員長

関係部課長等から説明を求めます。上水道部次長。

○阿部上水道部次長(兼)管理課長

それでは、資料 1 の 123 ページをお開きください。

平成 25 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 4 号）でございます。

初めに、今回の補正の概要ですが、収益的収支においては人事異動に伴う給料等の影響額による職員人件費の減額、特定地方公共団体に係る保証金免除繰上償還の借りかえ後の資金の利率が確定したことによる支払い利息の減額、資本的収支においては、職員人件費の増額に伴う予算の組み替え、公用車借り上げに伴う債務負担行為の設定でございます。

第 1 条は総則でございます。

第 2 条は収益的収入及び支出でございます。予算第 3 条中に定めた収益的支出の予定額を補正するものでございます。

1 款水道事業費用で 421 万 8,000 円減額補正し、補正後の額を 20 億 6,607 万 3,000 円とするものでございます。減額の主なものは、人事異動に伴う職員人件費等でございます。

第 3 条は資本的収入及び支出でございます。予算第 4 条中に定めた資本的支出の予定額を補正するものでございますが、予算の組み替えですので、額の変更はございません。

次のページをお開きください。

第 4 条は債務負担行為でございます。これは公用車 1 台のリース期間満了による借りかえで、平成 26 年 4 月から使用するため、平成 25 年度内に契約等の事務処理を行う必要があることから、予算第 5 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を追加するものでございます。130 ページに債務負担行為に関する調書を掲載しておりますので、後ほどごらんください。

第5条は議会の議決を得なければ流用することのできない経費でございます。予算第9条第1号は職員給与費でございますが、2億3,481万4,000円を280万5,000円減額し、2億3,200万9,000円に改めるものでございます。

次に、128、129ページをお開きください。

補正予算説明書でございます。なお、金額は消費税を含んで表記しております。

初めに、収益的収入及び支出の支出でございますが、1項営業費用で421万8,000円の減額補正でございます。1目原水及び浄水費から6目総係費までは、人事異動に伴う給料等の影響による職員人件費の減によるものでございます。

次に、2項1目支払利息で94万2,000円の減額補正でございますが、これは第2号補正で計上させていただきました特定被災地方公共団体に係る保証金免除繰上償還を行うことによる支払い利息の減額につきまして、借りかえ後の利率を1.8%と想定し影響額を計上させていただきましたが、9月に入札を行った結果、利率が0.1%から0.2%で確定したことから減額するものです。なお、これにより償還完了となる平成34年度までの支払い利息は、総額で約3,050万円軽減されることになりました。

次に、資本的収入及び支出の支出でございますが、1款1項1目配水管整備事業費は、人事異動に伴う給料等の影響による職員人件費の増額とそれに伴う備消耗品費の組み替えでございます。

次に、補正後の損益計算書について説明させていただきますので、資料2をお願いいたします。資料2の69ページをお開きください。

予定損益計算書比較、当初予算と今回補正との比較でございます。

今回の補正額は色のついた欄でございます。その右隣の太枠で囲まれた欄が補正後の予算額となっております。さらにその右隣が補正後と当初の差し引き額となっております。今回の補正におきましては、左側借方費用の部で、職員人件費等及び企業債支払利息減額に伴い421万8,000円の減額となり、補正後の損益は補正後予算額の下から2段目の額、2億155万3,000円の純利益となる予定です。

以上で説明を終わらせていただきます。

● 歳入歳出一括質疑

○深谷委員長

以上で説明を終わります。

これより収入支出一括質疑に入ります。藤原委員。

○藤原委員

資料の 2 の 69 ページなのですが、これの意味するところは何か。借方の、要するに費用の補正後予算額の下から 2 行目、2 億 155 万 3,000 円、これが現時点における水道の黒字見込み額である、平成 25 年度の黒字額であると理解していいのかということですが。

○阿部上水道部次長(兼)管理課長

現時点での収益、そのとおりでございます。

○藤原委員

これに一番寄与したのは貸方の営業外収益のところの他会計補助金、高料金対策補助金ですね、これが 1 億 3,870 万 4,000 円だったと理解していいんですね。

○阿部上水道部次長(兼)管理課長

はい、そのとおりでございます。

○藤原委員

2 億円の黒字見込みのうち、他会計補助金の 1 億 3,870 万 4,000 円を引きますと 6,284 万 9,000 円になります。つまり、他会計補助金、高料金対策補助金がないとしても 6,300 万円ぐらいの黒字が出るようなところまで多賀城の水道は回復したということですね。

○阿部上水道部次長(兼)管理課長

平成 25 年の予算の中では営業費用の中で資産減耗費がございますが、これは新田浄水場

の売却益が含まれていますので、その分、大きくなっていると理解していただきたいと思えます。

○藤原委員

それは、どこに反映されているんですか。

○阿部上水道部次長(兼)管理課長

営業費用の下から 2 番目の額になります。

○藤原委員

これは営業費用として費用計上しているんでしょう。黒字が大きくなった理由にはならないんじゃないかと思うんですけども。

○佐藤水道事業管理者

当初では純利益を 1,622 万円で計上してございました。先ほど藤原委員から御質問ございました、やはり震災後、徐々に給水収益については回復基調にございます。その辺のことも踏まえて現時点で、先ほど計算しましたとおり、高料金補助金を引くと 6,000 万円近くのあれが上がっているのかなという見方で結構でございます。

○藤原委員

数字的には 4,790 万円の消費税を抱えようと思えば抱えられたと、数字的には、だけれども、そういうふうには考えなかったということだね。これは議論が終わっているので、以上にしておきます。

○深谷委員長

答弁はなし。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○深谷委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○深谷委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 96 号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○深谷委員長

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案第 93 号から議案第 96 号までの平成 25 年度多賀城市各会計補正予算の審査は全て終了いたしました。

各議案ともそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決しましたので、この結果については議長宛て報告いたします。

なお、委員会報告の作成については、私委員長に一任願いたいと思います。

これをもって、補正予算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。ありがとうございました。

午後 3 時 26 分 閉会

補正予算特別委員会

委員長 深 谷 晃 祐